第 2 章　基本計画

第 1 節　自然豊かで持続可能なまち【環境・脱炭素社会】

- 1. 自然環境の保全と活用
  - (1) 自然愛護活動の推進
  - (2) 豊かな水辺空間の維持
  - (3) 森林保全・管理の推進
  - (4) 森林空間活用の推進
  - (5) 環境保全活動の推進
- 2. 脱炭素に向けたまちづくり
  - (1) 再生可能エネルギーの利用促進
  - (2) 町民･事業者の省エネ行動の促進
  - (3) 地域環境の整備及び改善
  - (4) 環境学習・教育の推進
- 3. まちなみ･農村景観の保全
  - (1) 加美町協働の景観まちづくりプランに基づいた景観づくり
  - (2) 地域美化活動の推進
- 4. 循環型社会の構築
  - (1) 循環型社会の形成
  - (2) 不法投棄対策の推進

1 自然環境の保全と活用

現状と課題

県内でも有数の面積を有する本町は、西部・北部・南部が山岳地帯と丘陵地帯で町土面積の約 7 割を占める豊かな森林が広がり、船形山や加美富士と呼ばれる薬莱山（やくらいさん）に代表される美しい山並みを有しています。また、カジカやアユが生息する鳴瀬川や田川が町を貫流し、その流域の肥沃な田園地帯は世界農業遺産「大崎耕土」に認定されるなど、雄大な自然が随所に広がっています。さらに、本町の森林は下流域市町村の水源地ともなっていて、安全でおいしい水や豊かな農業用水の供給に大きな役割を担っています。

自然環境は近隣自治体と地続きに広がっているため、互いに影響しあい、恵みを享受しあう関係にあります。

一方で、一部で見られる森林破壊や不法投棄、河川への生活雑排水の流入などの影響により、美しい自然環境の維持保全が難しくなりつつあります。緑豊かな空間は、暮らしにやすらぎと潤いをもたらすだけでなく、様々な生物の生息空間として重要な役割を果たしています。さらに、災害にも強く恵み豊かな自然は、町土の安全保障の基盤にもなります。そのため、本町においても、良好な環境の保全と創造に関する「加美町環境基本計画（改訂版）」の策定や、生物多様性の回復に資するネイチャーポジティブ（自然再興）への取組などを進めており、今後も継続して自然環境の適切な保全と活用を進めることが必要です。

施策の方向性

町民と行政が協働しながら、森林、農地、水辺空間などの豊かで多様な自然環境とその多面的な機能を将来にわたり守り育て、活用していきます。また、豊かな森林空間を活用したレクリエーション空間の維持保全や環境学習活動の機会を創出するとともに、ネイチャーポジティブ（自然再興）・町民の環境美化・自然愛護の意識醸成や取組を充実させていきます。

施策の体系

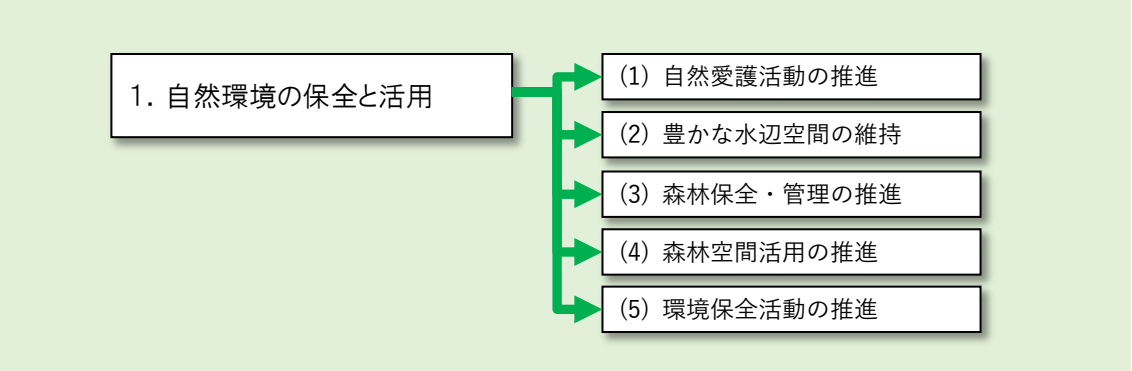

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 自然愛護活動の推進

1) 小中高生の自然愛護教育の充実、自然愛護キャンペーン等の実施

2) 自然愛護活動の支援

3) 町民による美化活動への支援

(2) 豊かな水辺空間の維持

4) 河川公園、親水空間等の維持保全

5) 水源地域の保全及び河川の水質維持活動の推進

(3) 森林保全・管理の推進

6) 千古の森等の保全と活用

7) 適正な森林管理・整備及び更新の推進

8) 広葉樹林の適正な維持管理及び新たな利活用に向けた検討

(4) 森林空間活用の推進

9) キャンプ場等施設の維持管理

10) 安全な登山道、湿原木道の維持管理

11) 生活環境保全林の機能維持と利活用の促進

12) 白沼や長沼等の森林余暇施設の広報活動の推進

(5) 環境保全活動の推進

13) 環境基本計画に基づく良好な環境の保全と創造の推進

14) 健全な生態系の回復と保全への取組の推進

2 脱炭素に向けたまちづくり

｜現状と課題｜

地球温暖化による気候変動問題は喫緊の課題であり、近年の平均気温の上昇（2022年は 2005 年比で 1.1℃上昇）、水害発生の限界雨量に相当するような大雨の頻度の増加により、農産物の品質の低下、災害の増加、熱中症リスクの増加などの影響が確認されています。気候変動問題は、人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」ともいわれています。

本町では、自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出量の削減のため、「加美町地球温暖化対策実行計画」を策定しました。2030 年度の温室効果ガス 50%削減（2013 年度比）及び 2050 年カーボンニュートラル※実現に向け、町民、事業者及び町がそれぞれの役割を認識し、各主体が積極的に対策に取り組むことが重要です。なお、再生可能エネルギー等の利用促進にあたっては、生態系や防災面への配慮、安全性の確保、地域との共生及び町民の理解を大前提に、利用可能な再生可能エネルギー資源を活用する必要があります。

また、身近な生活環境の保全については、環境先進国※や自治体の取組等も参考にしながら、町民や事業者の環境保全や美化意識の普及と啓発を図り、快適に暮らせる環境づくりに官民連携で取り組むことが必要です。

｜施策の方向性｜

「再生可能エネルギー等の利用促進」、「町民・事業者の省エネ行動の推進」、「地域環境の整備及び改善」、「循環型社会の形成」等の施策を実行し、2030 年度に温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減、2050 年度のカーボンニュートラル（実質ゼロ）の実現を目指します。

また、学校や地域、職場などにおける環境学習機会の充実を図り、環境に対する意識の普及啓発を推進します。

施策の体系

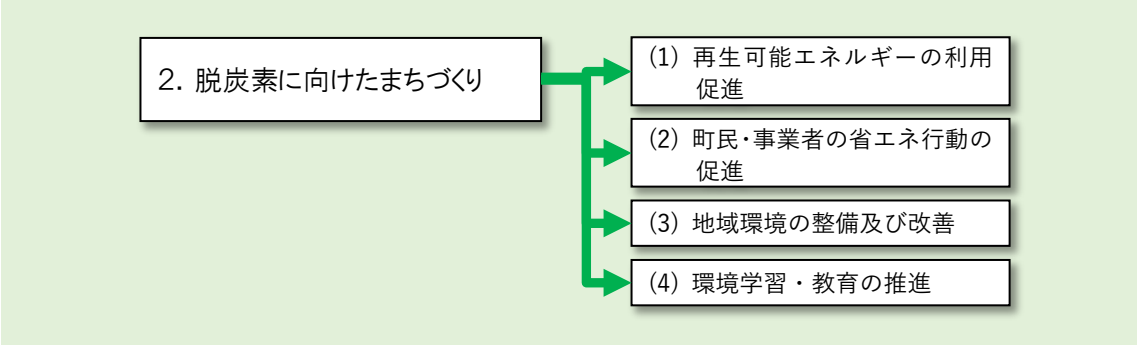

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 再生可能エネルギーの利用促進

15) ㈱かみでん里山公社を活用した電力の地産地消の推進

16) 地産地消型太陽光発電システムの導入促進

17) その他の再生可能エネルギーの導入検討

(2) 町民・事業者の省エネ行動の促進

18) 町民・事業者の省エネ行動の促進

19) 省エネルギー機器の普及拡大

20) 住宅・建築物の省エネ化推進

21) 脱炭素型ライフスタイル※の推進

(3) 地域環境の整備及び改善

22) 電動車の普及促進

23) 公共交通機関の利用促進

24) 物流の低炭素化推進

25) 森林整備と木材の地産地消の推進

(4) 環境学習・教育の推進

26) 環境に対する意識の普及啓発活動の推進

27) 地域、学校、職場などでの環境学習機会の充実とイベント等の開催

3 まちなみ・農村景観の保全

｜現状と課題｜

本町では、薬莱山や船形山などの雄大な山々や鳴瀬川や田川などの恵まれた環境の中で、独自の歴史や文化が育まれ、豊かな自然を活用した農林業が盛んに行われ、商店街を中心に人々の交流がなされてきました。そして、町民が生活して活動を続けることで、加美町固有の景観が形成されてきました。

仮にこれまで続いてきたなりわいや暮らしが途切れてしまうと、農地や里山の荒廃、空き地・空き家の増加など様々な悪影響が広がり、今ある景観が失われる危険性があります。

また、歴史的な建物やまちなみなどは町の個性や独自性の源でもあり、その保全の重要性は今後さらに増すと考えられます。

豊かな自然はもちろん、それら全体の景観は町民共有の財産です。先人から受け継いだ自然や歴史・文化またはなりわい等が途切れないように、景観を守り、育みながら後世に引き継ぐことが求められています。

｜施策の方向性｜

町民や地域コミュニティ、行政等が共通の認識を持ち、協働して「自然と共生し、人のなりわいと暮らしが見える加美町らしい景観」を守り育てる活動に積極的に取り組んでいくため、啓発活動を実施していきます。

また、景観の保全に向けた活動も含め、協働の景観まちなみづくりを進めていきます。

施策の体系

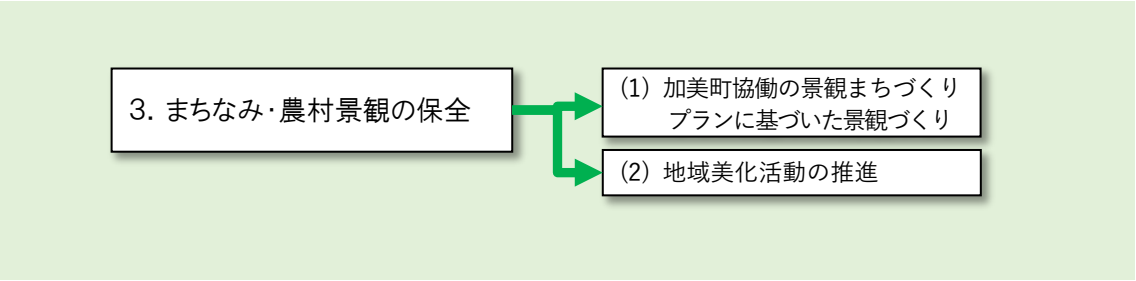

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 加美町協働の景観まちづくりプランに基づいた景観づくり

28)「加美町協働の景観まちづくりプラン」の基本理念の周知と定着の促進

29) まちなみ景観の保全や整備の推進

30) 景観整備を推進する活動に対する支援

31) 町民の景観に対する意識の啓発

32) 歴史的建物、歴史的まちなみの保全や周辺環境の整備推進

(2) 地域美化活動の推進

33) 各地域で実施されている美化活動などへの支援

34) 町民清掃デーなどの取組の推進

4 循環型社会の構築

｜現状と課題｜

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムから、限りある資源を繰り返し利用していく循環型社会への転換が大きな課題となっています。

本町では、３Ｒ（リデュース＝排出抑制、リユース＝再利用、リサイクル＝再生利用）の浸透や、生ごみ減量に効果のある使いきり・食べきり・水きりの「3きり運動」の周知等、ごみの減量に向けた取組や情報提供に努めてきました。

近年の燃やせるごみの排出量は、家庭系と事業系のいずれも減少しており、ごみの総排出量は、わずかな減少傾向で推移しています。また、リサイクル率は、横ばいで推移しています。

ごみ処理に伴う環境負荷の低減とごみ処理施設の適正維持に向け、ごみの減量化と資源化の推進による処理量の削減が重要課題となっています。

｜施策の方向性｜

町民・事業者に対する環境意識啓発活動を推進するとともに、ごみ分別の徹底と減量化・再資源化に向けた広報と意識啓発に取り組みます。また、町民、事業者、行政が協力して良好な環境を維持し、関係機関と連携した監視体制を強化して、不適正な処理の未然防止に努めます。

さらに、長期的・総合的な視点に立ち、廃棄物の排出抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進し、環境への負荷が少なく持続的に発展する町を目指します。

施策の体系

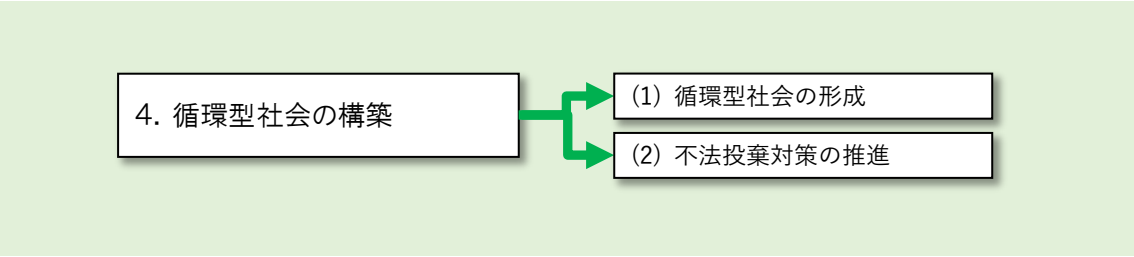

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 循環型社会の形成

35) 大崎地域広域行政事務組合や民間事業者との連携による適切な廃棄物処理

36) ごみの減量化の促進

37) 食品ロスの削減

38) 資源循環の促進

39) ごみ分別マニュアルの作成

40) ごみ分別の徹底と再利用の推進

41) ごみ減量化に係る広報と活動支援

42) 循環型社会に関する学習や教育・啓発活動の推進

(2) 不法投棄対策の推進

43) 不法投棄根絶活動の推進

44) 安定型最終処分場※と一時ストック場確保の検討

第２節　誰もがずっと健やかに暮らせるまち【医療・福祉・子育て】

- 1. 子育て支援の充実
  - (1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実
  - (2) こどもが健やかに成長できる環境整備の推進
  - (3) 支援を要する児童への対応などきめ細かな取組の推進
  - (4) 地域における子育ての支援
  - (5) 子育てにやさしい環境づくり
  - (6) 県や民間と連携した出会いの場や情報の提供
- 2. 健康づくりの推進
  - (1) 生活習慣病予防対策の充実
  - (2) 食育の推進
  - (3) 歯科保健対策の充実
  - (4) がん予防対策の推進
  - (5) こころの健康づくり対策の推進
  - (6) 感染症対策の充実
- 3. 医療体制の充実
  - (1) 地域医療の充実
  - (2) 関係機関との連携
- 4. 高齢者福祉の充実
  - (1) 健康づくり・介護予防の推進
  - (2) 地域で安心して暮らせる支援体制の整備
  - (3) 地域包括ケアシステムの充実・深化
  - (4) 認知症施策の推進
  - (5) 介護保険サービス提供体制の充実
- 5. 障がい者(児)福祉の充実
  - (1) 自分らしい生活を送るための支援体制づくり
  - (2) 安心して住み続けるための生活環境づくり
  - (3) 障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり
- 6. 地域福祉の充実
  - (1) 地域福祉の体制の強化
  - (2) 地域福祉活動の充実

1 子育て支援の充実

｜現状と課題｜

日本全体が人口減少にある中で、本町でも出生するこどもの数が減少しており、国の推計では今後も減少傾向は続くものと推計されています（加美町の 0～4 歳人口は令和 2（2020）年で 586 人、令和 17（2035）年で 347 人、令和 32（2050）年で 217 人と推計）。

国は、令和 5 年 4 月にこども家庭庁を発足し、すべての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革を後押しする取組として「こどもまんなかアクション」を掲げました。さらに、「結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会」の実現を目指し、各ステップで個人のニーズに応じた支援に取り組むことで、少子化対策に寄与することが期待されています。

本町においても、子育て支援は重要課題のひとつであると捉え、出産子育て応援事業として経済的支援及び伴走型相談支援を実施するなど、各種少子化対策を展開しています。また、18 歳までの医療費助成や保育料の助成、学校給食費の半額支援など、町独自の経済的支援も実施しています。

さらに、本町ではひとり親世帯の割合が高いことに加え、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、仕事と子育ての両立需要の増加などの事情に対応するため、低年齢から利用できる小規模保育施設※をはじめ、保護者のニーズに合わせた子育て支援の施策を展開しています。

今後も、少子化対策や子育て支援に加え、未就学児の教育・保育サービスの充実、放課後などにおけるこどもの居場所として安心して預けることのできる放課後児童クラブなど、事業や支援の充実をより一層図っていく必要があります。

また、安心して子育てができるように母子保健事業の充実を図るとともに、乳幼児の健全育成を推進していく必要があります。

現在、面談や電話による子育て相談や支援を要する世帯への定期的なサポートなどを実施していますが、家庭における子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、母親だけでなく育児に参加する父親への支援も含め、子育てを地域全体でサポート・見守りしていく環境づくりを支援していくことが必要です。

なお、少子化の一因として結婚しない選択をする方の増加も考えられますが、結婚を望む人の出会いの場や情報の提供について、県や民間と連携しながら支援することも求められています。

｜施策の方向性｜

新たに設置したこども家庭センターにおいて、母子保健と児童福祉の両機能の一体的な相談支援を図るとともに、社会全体でこどもを健全に育成できる環境や仕組みづくりを推進します。

また、こどもやその家庭のニーズに寄り添い、こどもの心身の健全な発達が実現されるような環境の整備や、児童虐待の防止、困難を抱えるこどもや家庭への支援等の充実を図ります。

さらに、成長に応じた教育・保育サービス提供の充実を図るとともに、地域のニーズに応じた切れ目のない子育て支援を、質・量両面にわたり総合的に推進します。

放課後児童クラブについては、児童が安全に楽しく過ごせる居場所を確保し、保護者の様々な就労形態にも対応することで、安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを継続して実施していきます。

加えて、若者や子育て世帯が定住できる住環境の整備や、子育て家庭が安全で安心して子育てできる生活環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事・社会生活とのバランスが保てるよう、働きやすい職場環境づくりを促進します。

単なる「子育て支援」に留まらない、長期継続かつ充実した子育て支援施策は、加美町への移住・定住の促進といった人口減少対策にも繋がることが期待できるため、住宅支援や雇用の場の確保、学校教育等の充実とあわせ、庁内横断・総合的な展開を図ります。

施策の体系

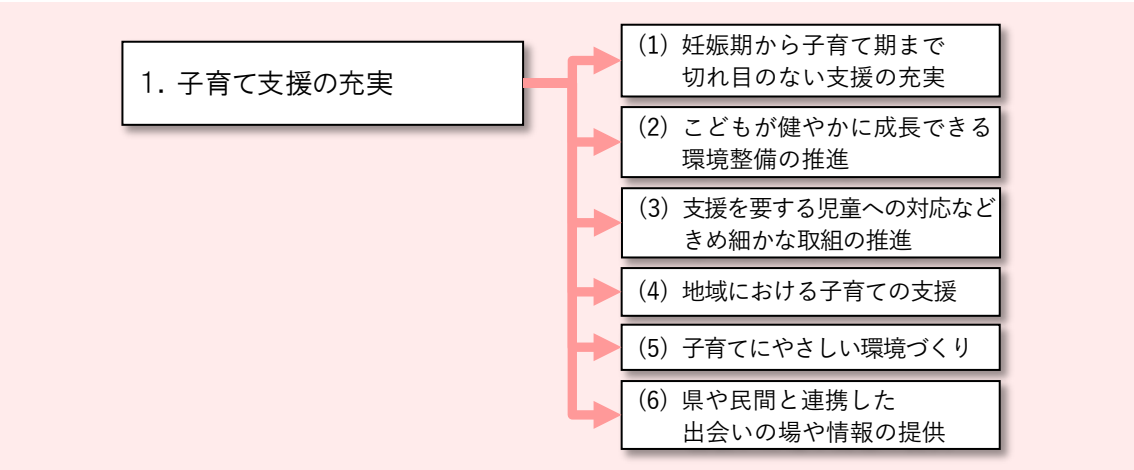

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実

45) 安心して妊娠、出産できる体制の推進

46) こどもの健康づくりの推進

(2) こどもが健やかに成長できる環境整備の推進

47) 就学前の教育・保育の充実

48) 多様な保育サービス体制の充実

49) 児童の健全育成の推進

(3) 支援を要する児童への対応などきめ細かな取組の推進

50) 障がいのある児童等への支援の充実

51) 児童虐待防止・ＤＶ※等への対応

52) ひとり親家庭・貧困家庭への自立支援

53) ヤングケアラーの把握・支援

(4) 地域における子育ての支援

54) 地域子育て支援センターの充実

55) 子育て支援の充実

56) 地域子育て支援のネットワークづくり

(5) 子育てにやさしい環境づくり

57) 安心して遊べる公園や生活環境の整備

58) 仕事と子育ての両立の支援

(6) 県や民間と連携した出会いの場や情報の提供

59) ふれあい交流事業の推進

60) 結婚に関する情報提供や相談等の充実

2 健康づくりの推進

現状と課題

少子・高齢化の進展等により人口構造が変化し、健康課題をはじめ、暮らしに関わる様々な問題が多様化・複雑化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行による町民の行動や生活様式の変化、これに伴う様々な分野におけるデジタル技術活用の加速化も加わり、健康に密接に関係する「からだ・こころ・生活習慣」に係る環境にも大きな変化をもたらしました。

本町では、こどもから大人まで肥満傾向にある人が多く、運動習慣がない人の割合、喫煙をする人の割合も高い状況にあります。また、高血圧性疾患での外来治療者が多く、脳血管疾患死亡が多い地域でもあります。さらに、慢性腎臓病で人工透析患者が多いのも特徴的です。

このため、町民一人ひとりが健康に関心を持ち地域全体で支えあい、生活習慣病の予防と重症化予防に取り組み、健康寿命を伸ばし、生き生きとした暮らしが継続できるような仕組みづくりが重要です。

こどもの時から本町の恵まれた大地で育てた新鮮な野菜や米を食し、丈夫な身体と食への感謝、豊かなこころを育みながら大人への成長を促すための食育※活動は、生活習慣病の予防にもつながっています。

また、口腔内の健康状態は、全身の健康状態に密接に関わっており、脳梗塞や心疾患、認知症などの疾患につながるため、小児期や成人期からの歯科保健の充実が求められます。

さらに、疾患の一次予防として各種検診の重要性の啓発活動を推進し、早期発見・早期治療に取り組んでいく必要があります。

核家族化の進行や社会情勢の変化などにより、こどもや若者が、命の大切さを学ぶ機会を持ち、「困った時に誰かに相談しよう」と自ら助けを求めることができる教育（ＳＯＳの出し方教育）を進めていく必要があります。自殺予防やひきこもり予防等の観点からも、地域の人と人とのつながりの構築や見守り支援、経済面の問題解決など多方面からのアプローチにより、こころの健康が保たれるように支援していく必要があります。

また、令和２年からのコロナ禍により、社会的な制約や人の交流が令和４年まで制限されました。この経験と知見を受け、感染症対策では、引き続き町民に必要な情報をタイムリーに提供していくとともに、平常時から公衆衛生としての防疫体制を整え、新型インフルエンザ等の多様化し変化する感染症に対して、蔓延防止の備えをしていくことが求められています。

施策の方向性

自分の健康は自分で守るという健康意識を高め、町民一人ひとりの心身の健康づくりを支援するとともに、生涯を通じた総合的な保健・疾病対策に取り組むことにより、健康寿命の延伸を図ります。

また、生活習慣病を予防するため、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防対策とともに、症状の重症化や合併症の発症を予防する対策を推進していきます。

さらに、健康づくりに関する団体や事業所等との連携・協力に努め、町ぐるみで町民の健康づくりに取り組みます。

加えて、健康増進のための効果的な保健事業等の推進に係る「加美町国民健康保険データヘルス計画」等に基づき、医療費の適正化を図っていきます。

施策の体系

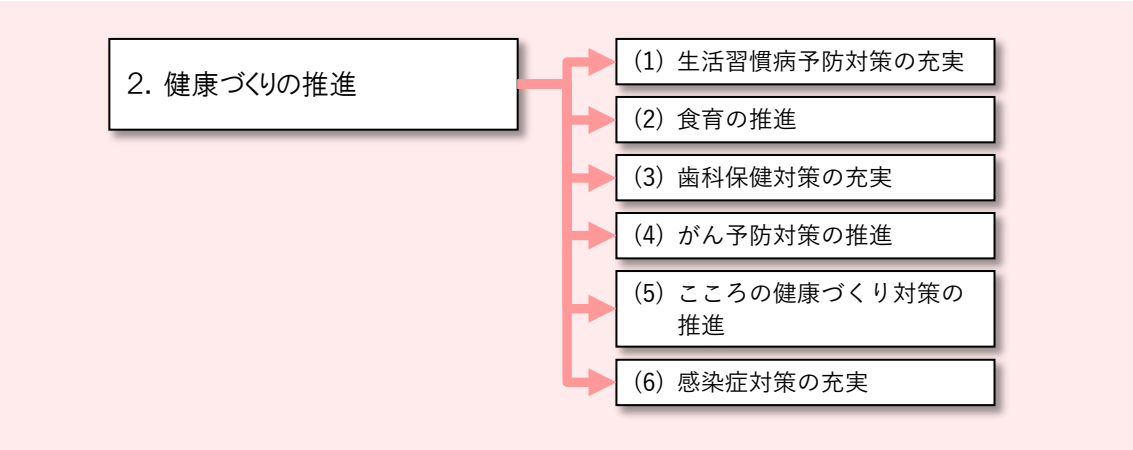

(1) 生活習慣病予防対策の充実

61）一般健康診査、特定健康診査、特定保健指導の実施

62）健診事後指導の充実

63）生活習慣病予防の啓発にかかる健康教育、保健活動の充実強化

64）健康意識の醸成と健康づくりの推進

65）関係機関との連携による生活習慣病予防の推進

66）分煙・禁煙対策の推進

67）身体活動の向上

68）適正飲酒の推進

(2) 食育の推進

69）食を通じた健康づくりの推進

70）安心安全な地産地消の推進

71）食を大切にする心の育成

72）みんなで支える食育の推進

(3) 歯科保健対策の充実

73）歯科健康診査の実施・指導の強化

74）歯科健康教育の充実

75）関係機関との連携による歯科保健の推進

(4) がん予防対策の推進

76）各種がん検診事業の実施

77）がんの一次予防の啓発推進

78）がんに関する相談窓口の周知

(5) こころの健康づくり対策の推進

79）メンタルヘルスに関する啓発活動の推進

80）相談窓口の周知及び相談体制の強化

81）自殺対策を支える人材の育成

(6) 感染症対策の充実

82）感染症発生動向に関する情報提供

83）感染症の正しい知識の普及と蔓延防止対策

84）適正な予防接種の推奨

85）関係機関との連携による体制の強化

3 医療体制の充実

｜現状と課題｜

本町には、町民が日常的に利用できる医療機関が 12 診療所あり、近隣には公立加美病院や大崎市民病院もあります。また、大崎圏域における地域医療対策として、医師会や医療機関の協力により、休日昼間夜間の在宅当番医制事業、休日夜間の２次医療としての病院群輪番制事業、さらには３次医療として大崎市民病院の救急医療体制が整備されています。

一方で、地域特性として集落が広範に散在しており、加えて積雪期間が長いことから、医療の利用に関して一部利便性に欠ける地域もあり、アンケートでも医療体制の強化が多く望まれています。

今後も町民の適正医療を確保するために、加美郡医師会などをはじめとする医療機関と行政間の連携を継続・強化していく必要があります。また、公立加美病院や大崎市民病院等の医療サービスの充実を図っていく必要があります。

なお、休日夜間における急患診療に関しては、平時や早めの受診を心がけることなどを始めとした適切な受診の仕方などを、町民に広く啓発していく必要があります。

高齢化率の高い本町では、認知症やうつ病などに対するメンタルヘルス※対策やフレイル※予防、脳血管疾患後遺症への対応などの介護予防対策が急務となっています。特に認知症対策に関しては、身近に専門医が少ないことから、相談需要に対応しきれていない状況にあります。

また、介護予防としてのリハビリに関する需要も高いことから、地域に密着した包括的なメンタルケアシステムや介護予防システムの充実が望まれています。

｜施策の方向性｜

町民が必要な時に最適な医療が受けられるよう、医療と行政の連携による地域医療の充実を図ります。

｜施策の体系｜

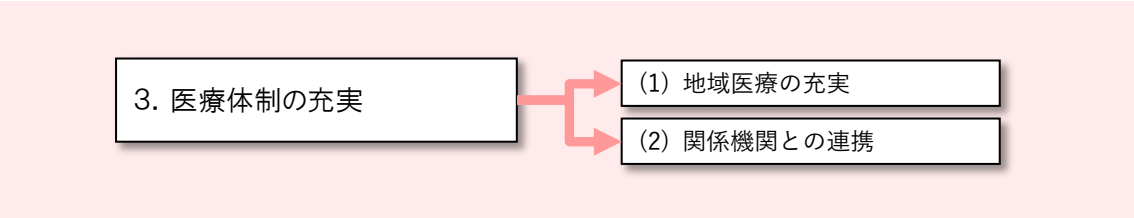

｜施策の体系に対応する事業や展開｜

(1) 地域医療の充実

86) 休日の昼間・夜間における急患診療、救急医療体制の充実

87) 適正な医療体制の確保

88) 災害や新興感染症※の拡大時における医療体制の充実

89) 医療従事者養成校への支援

(2) 関係機関との連携

90) 医師会、歯科医師会、薬剤師会との医療体制の連携強化

91) 県、保健所、近隣自治体との情報共有と連携

92) 公立病院の健全経営、効率化の検討

4 高齢者福祉の充実

｜現状と課題｜

本町の令和 2（2020）年の老年人口比率は 37.1%で、今後このまま人口が推移すると、令和 17（2035）年の老年人口比率は 43.2%、令和 32（2050）年には 49.3%に達すると予測されています。これは、宮城県の老年人口比率：令和 2（2020）年で 28.1%、令和 32（2050）年で 39.4%を大きく上回ります。（社人研推計：基準人口は「令和 2 年国勢調査に関する不詳補完結果」を使用）

このような人口動向・予測に対し、高齢者が自身で健康状態を把握し、自立した生活を続けられるよう、健康維持や介護予防に取り組むことが必要です。また、地域活動への参加や生きがいづくりについては、企業の定年延長やライフスタイルの多様化などを踏まえたうえで、高齢者のニーズに合わせた柔軟な対応が必要となります。

また、高齢者同士の交流や支え合いの重要性を改めて認識するとともに、高齢者の人権や財産を守るための権利擁護、家族介護者の負担を軽減するための家族等への支援も必要です。さらに、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住環境の整備や外出支援の体制整備も求められます。

今後、後期高齢者の増加とともに認知症高齢者の増加が予想されることから、認知症についての正しい知識を持ち、予防への取組や、認知症の兆候が表れたときに速やかに相談することが大切です。

町や医療機関等においては、認知症になった人の医療的支援や介護サービスの提供の体制を充実させるとともに、地域の中で暮らし続けられる支援体制や家族介護者への支援体制を充実させていくことが必要です。

要支援・要介護認定者を対象にした「在宅介護実態調査」では、回答者の 61.8%が在宅での生活を希望しており、認定を受けていても住み慣れた自宅・地域での生活を希望する高齢者は増えていくとみられます。その一方で、介護サービスを担う人材の確保が困難な状況は続いており、必要とする認定者に必要なサービスを提供する体制の充実も必要です。

さらに、仕事・趣味などに意欲的で、健康意識が高い傾向にある活発な高齢者である「アクティブシニア※」が、地域で生き生きと自立して生活できる環境を確保していくことも求められています。

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けていくことができるよう、また、高齢者の社会参加と生きがいづくりの下支えとなるよう、より一層、高齢者の自立支援と介護予防・重度化防止に向けた取組を推進します。

また、介護・予防・医療・生活支援・住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の充実・深化に向けた取組や、高齢者を地域ぐるみで助け合い・支え合いながら安心して暮らし続けていける、「地域で支える福祉」環境づくりを目指します。

さらに、高齢者のもつ知恵や技の積極的活用ができるよう、シルバー人材センターに対する支援などを進めます。

施策の体系

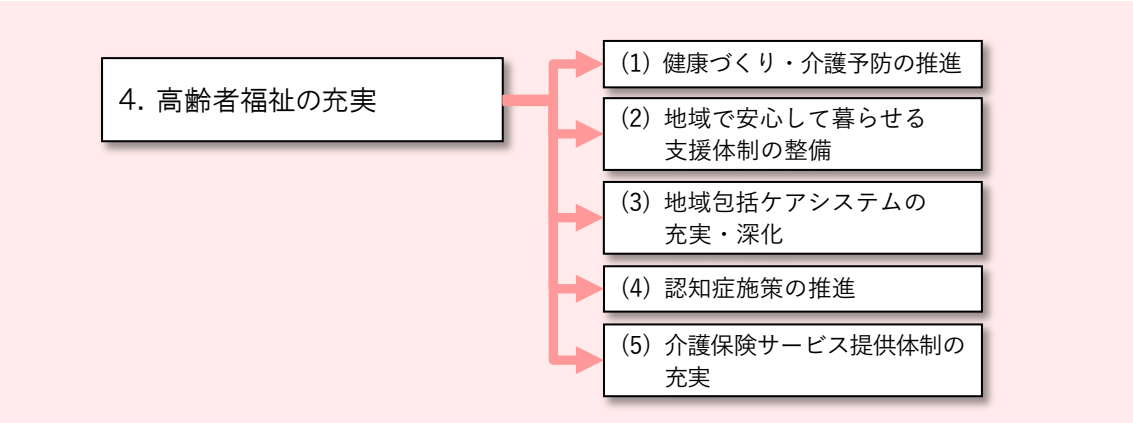

(1) 健康づくり・介護予防の推進

93）健康づくり・生活習慣病予防の推進

94）介護予防の推進

95）社会参加と生きがいづくりの促進

(2) 地域で安心して暮らせる支援体制の整備

96）高齢者を地域で支える仕組みづくり

97）住環境の整備

98）外出支援（移動手段の確保）

99）生活支援サービスの充実

100）高齢者の権利擁護

101）家族介護者への支援

(3) 地域包括ケアシステムの充実・深化

102）地域包括支援センターの機能充実

103）在宅医療・介護連携の推進

(4) 認知症施策の推進

104）認知症の正しい知識・理解の普及啓発

105）認知症の早期発見・早期対応に向けた取組の推進

106）認知症高齢者の支援体制づくり

(5) 介護保険サービス提供体制の充実

107）介護ニーズの的確な把握と介護サービスの充実

108）介護給付費の適正化

109）介護人材の確保・育成

110）低所得者に対する支援

111）災害・感染症対策支援の推進

5 障がい者（児）福祉の充実

現状と課題

障がいを持つ方の自立意識は高く、社会参画を望む方が増えています。障がいを持つ方の幅広い社会参画を支援するために、地域の中で健常者とのふれあいや交流の機会を設けたり、学校や職場において障がいや障がいを持つ方に対する理解を深めていくことにより、差別や偏見を解消し、障がいを持つ方の活躍を地域で支え合う仕組みづくりが求められています。

障がいを持つ方が安心して生活するためには、個々の能力に応じた活動の場の確保や、家族が高齢または亡くなった後の生活の場の確保など、障がいを持つ方が経済的に自立できるための支援体制や地域の中で生活できるための環境づくりと支援体制の整備が急務となっています。

障がいを持つ方の就労環境は、障害福祉サービス事業所などで活動している方が多いため、事業所などで習得した知識や技能を活かして就業するまでのカリキュラム※の構築や、企業などに対して雇用活動を推進していく必要があります。また、賃金水準の低さなどから障がいの程度が重くなるほど経済的自立が困難になっているため、障がいを持つ方の就労を支援するための制度や助成金などの活用が重要となっています。

障がいを持つ方の多様化・重度化するニーズへの対応も求められており、高齢化やライフステージにあった適切な福祉サービスの提供や、支援体制の強化が必要とされています。

介護や障がい福祉分野では、給与水準の低さ、身体的負担の大きさ、社会的評価の低さなどから、従事者の人材確保が困難な状況にあります。

これらの課題に対して、町や障害福祉サービス事業所、企業、町民が連携して取り組むことが重要です。そして、障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと健やかに暮らせる社会の実現を目指していく必要があります。

施策の方向性

障がいを持つ方を自らの決定に基づき社会参加する主体としてとらえるとともに、障がい者施策の検討及び評価にあたっては、障がいを持つ方が意思決定過程に参画することとし、その視点を施策に反映させます。

また、障がいを持つ方の自立及び社会参画の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、差別の解消、社会のあらゆる場面における合理的配慮やアクセシビリティ※の向上に向けた取組を推進します。

さらに、障がいを持つ方がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・雇用などの各分野の連携のもと施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。また、障がい特性、障がいの状態、生活実態などに応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。

施策の体系

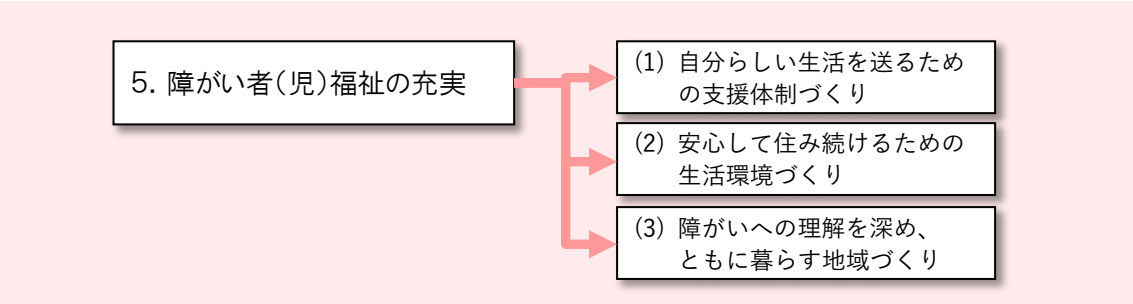

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 自分らしい生活を送るための支援体制づくり

112) 情報提供と相談体制の充実

113) 就労及び経済的自立の支援

114) 文化芸術活動・スポーツ活動などの振興

115) 障がい児教育の支援

(2) 安心して住み続けるための生活環境づくり

116) 生活支援の充実

117) 安心・安全な生活環境の整備

118) 保健・医療の充実

(3) 障がいへの理解を深め、ともに暮らす地域づくり

119) 相互理解の促進

120) 差別の解消と権利擁護の推進・虐待の防止

6 地域福祉の充実

現状と課題

本町では、地域での支え合いの仕組みづくりや地域課題・ニーズを把握して課題解決に向けた活動を推進するため、生活支援体制整備事業を実施しており、町民や様々な分野、行政で話し合いを行っています。

しかし、現在、「地域で支える福祉」の体制づくりが難しくなっていること、また、シルバー人材センターの人材不足の課題なども顕在化していることから、課題に対応できる地域福祉の体制づくりが求められています。

そのような中、社会貢献活動としてフードドライブ※に取り組み、持ち込まれた食品を社会福祉協議会に提供する町内企業があるほか、町主導で試行したこども食堂※やフードパントリー※への町民からの反響が大きく、ボランティア等の機運がさらに高まってきています。今後は、個人・団体や企業等と連携し、ボランティアや社会貢献活動への取組に向けた意識が地域で醸成され、様々な共助の展開が図られるような仕組みの構築を進めていく必要があります。

また、町民同士が支え合う地域福祉活動を推進するために、地区のボランティアリーダーの育成など、ボランティアの裾野の拡大を図ることが必要です。

さらに、町民の発意によるボランティア活動等の受け皿や支える仕組みの強化も求められています。

施策の方向性

町民主体の地域福祉の実現をめざして、地域で相互に助け合う地域福祉の充実を図るため、地域の実情を踏まえながら、町民相互扶助の体制や権利擁護、人材育成や福祉教育を推進します。

また、福祉団体やボランティア、ＮＰＯ※など地域福祉に関わる組織を支援し、地域福祉活動の充実を図ります。

施策の体系

6. 地域福祉の充実
- (1) 地域福祉の体制の強化
- (2) 地域福祉活動の充実

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 地域福祉の体制の強化

121) 人材育成と福祉教育の充実

122) 町民同士が助け合う地域ケア体制の強化

(2) 地域福祉活動の充実

123) ボランティア活動等への支援

124) 多様な主体によるボランティア活動の受け皿体制の構築

第３節　安心して快適に暮らせるまち【防災・社会資本】

- 1. 消防防災･防犯対策の充実
  - (1) 危機管理体制の充実
  - (2) 消防防災施設及び体制の充実
  - (3) 防犯対策の充実
- 2. 上下水道事業の推進
  - (1) 上水道事業の推進
  - (2) 下水道事業の推進
- 3. 総合的な交通体系の整備
  - (1) 道路網の改良・整備
  - (2) 生活関連道路網の維持管理及び整備
  - (3) 冬期の安全な交通の確保
  - (4) 道路ストック長寿命化の促進
  - (5) 公共交通の確保
- 4. 交通安全対策の充実
  - (1) 交通安全施設の整備促進
  - (2) 交通安全運動の充実
  - (3) 安全な通学路や歩行空間の確保
- 5. 治山･治水対策の推進
  - (1) 治山事業の推進
  - (2) 治水事業の推進
- 6. 快適な住宅環境の維持
  - (1) 快適な住環境整備の推進
  - (2) 公営住宅の維持管理
  - (3) 移住・定住者等のための住宅支援
- 7. 公園･緑地の機能向上
  - (1) 公園が持つ各種機能の維持
  - (2) 緑地の維持管理の推進

1 消防防災・防犯対策の充実

現状と課題

本町では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて各分野の各種計画の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきています。近年の災害の激甚化や頻発化の傾向を受け、さらに強靭な地域づくりに向けて、平時から持続的に取組を展開することが求められています。

町民の生命と財産を守るうえで、日常における防災啓発活動と、災害発生時及び災害が発生する恐れがある場合における情報伝達手段の確保が重要であるため、町では登録制メール配信やアプリによる災害・避難情報の配信システムを導入しました。近年、ゲリラ豪雨など事前予想が困難な災害も発生していることから、今後はプッシュ型配信※やスマートフォンなどに不慣れな町民への伝達手段の確保など、さらなる機能強化が必要となっています。

消防施設については消防ポンプ積載車を継続的に点検更新すること、また、防火水槽や消火栓等の消防水利施設は、加美消防署や地域の意見を反映しながら適切な用水確保を図ることが必要です。

災害被害の少ない安全で安心なまちづくりを推進するうえで、住民組織による活動は不可欠です。また、防災意識の向上には、消防団の組織強化に加え、女性防火クラブや自主防災組織の活動を活発化することも必要となっています。

防犯面においては、様々な犯罪事件を未然に防止するため、防犯協会や防犯指導隊及び安全安心パトロール隊などが中心となって、警察と連携した地域防犯活動の推進を積極的に行っています。近年、特殊詐欺※認知件数が多発していることから、今後も防犯の啓発が必要です。

また、世界各地で紛争が起こっている現在において、万が一の武力攻撃災害等の緊急事態の際に町民が適切な避難行動を取ることができるよう、Ｊアラート※を始めとした情報や知識の周知を引き続き実施することが求められます。

施策の方向性

多種多様の災害や有事の際において町民の生命と財産を守るため、平時からの消防防災・防犯体制の強化と避難所等の防災施設の整備充実や各種資機材の備蓄とともに、情報伝達手段の強化や町民の防災防犯意識の向上を図り、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、有事の際の迅速な復旧活動に資するよう、民間事業者等との災害協定の締結を進めます。

なお、避難所については、整備予定の新庁舎にその機能を持たせるとともに、避難経路の確保、防災ハザードマップの適時更新と周知を図っていきます。

施策の体系

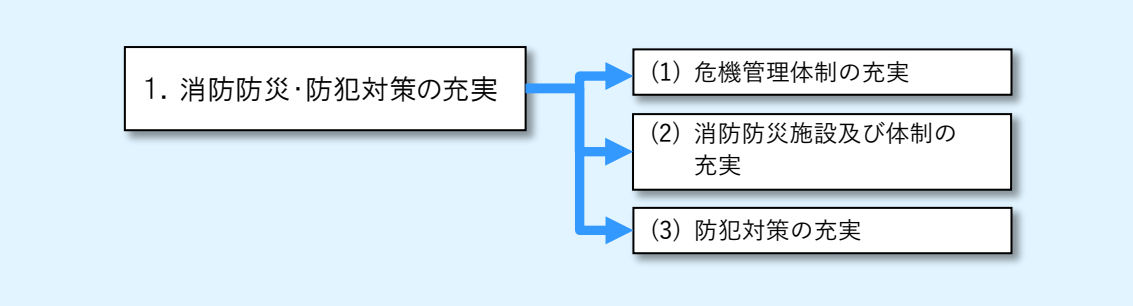

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 危機管理体制の充実

125) 地域防災計画等の推進

126) 危機管理体制の充実

127) 災害情報伝達手段の整備、拡充

128) 災害時等の事業者や自治体等との相互支援の推進

(2) 消防防災施設及び体制の充実

129) 消防水利の整備・充実

130) 消防ポンプ積載車等の定期更新

131) 消防団通信設備の機能維持

132) 消防団、女性防火クラブ等の組織機能の強化

133) 行政区ごとの自主防災組織への支援

(3) 防犯対策の充実

134) 防犯組織の機能強化

135) 防犯灯整備・更新等の推進

136) 地域ぐるみでの防犯対策の推進

137) こどもたちの安全対策の充実

138) 町民の防犯意識の啓発

2 上下水道事業の推進

｜現状と課題｜

本町の上水道施設は、各給水地区での水道管の接続が完了し、安定した水の供給を確保しています。今後は水道施設の老朽化への対応が課題となっています。また、人口減少に伴う収益の減少による水道事業経営への影響を踏まえ、これまで以上の健全経営に向けた取組が必要となります。

下水道については、下水道処理区域内の整備がほぼ完了しています。今後は未水洗化世帯への普及啓発と、合併処理浄化槽設置（切替）の普及啓発が必要となっています。また、ストックマネジメント※の考えのもと、下水処理施設の長寿命化の推進が必要です。さらに、雨水処理については、冠水地区の解消などを図るため、浸水対策計画を推進する必要があります。

｜施策の方向性｜

上水道については、「安全・安心でおいしい水」を安定的に供給するため、施設の維持管理や計画的整備を実施し、健康で快適な生活環境を確保するとともに、健全な財政運営に努めます。

下水道については、処理施設の長寿命化と雨水事業の推進を図るとともに、下水道供用区域内での水洗化の促進及び合併処理浄化槽設置整備の普及により、生活環境の改善と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全を図ります。

なお、下水道事業は令和６年４月１日から公営企業会計※方式に移行しており、経営の健全化を図りながら事業の執行に取り組みます。

施策の体系

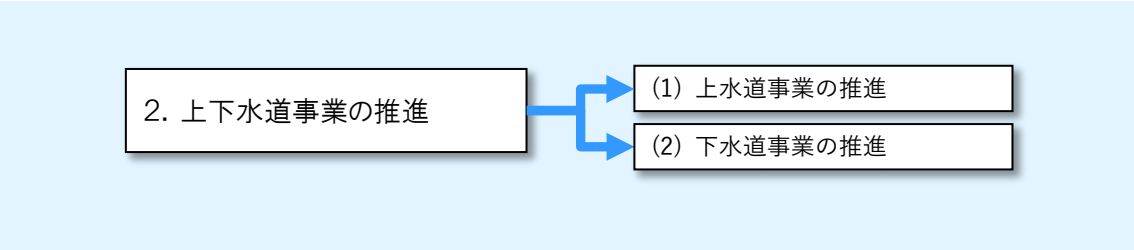

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 上水道事業の推進

139) 上水道施設の維持管理、安定供給の確保

(2) 下水道事業の推進

140) 公共下水道事業及び施設の長寿命化の推進

141) 雨水対策事業の推進

142) 合併処理浄化槽設置事業の推進

3 総合的な交通体系の整備

現状と課題

本町の道路網は、国道 2 路線、県道 8 路線を骨格に、町道 954 路線で構成されています。道路体系は、東西の国道 347 号、南北の国道 457 号を軸に、県道及び幹線町道が中新田、小野田、宮崎地域の中心部と町内の主要施設を連絡しています。

国道などの交通需要が集中する路線においては、朝夕の混雑が見受けられ、特に山形県に通じる国道 347 号は、通年通行化により交通量が増しています。主要幹線道路は日常生活や産業、経済や交流の基盤となるほか、災害時においては物資や人的輸送などの役割を果たすことから、国道 347 号及び 457 号の道路改良や県道網の拡充、幹線町道などの整備・維持管理を図る必要があります。また、交通網が途切れている箇所は、その解消に向けた早急な対策が必要です。

町内の道路には、補修対策などを要する箇所が見られ、安全安心な道路機能が低下している路線もあることから、適正な維持整備を図ることが必要です。

また、生活関連道路には、道路幅員が狭く、緊急車両が通行できない路線もあることから、地域の実情に合わせながら、まちづくりと一体となった長期的な視点での整備が必要です。併せて、道路や橋梁、及び付帯施設の長寿命化のため、必要に応じた整備や適正な維持管理を徹底することが重要です。

なお、冬期における国県道の通行の確保については、国や県と調整を図りながら、対策を講じていく必要があります。

バスなどの公共交通は、民間事業者による路線バスが運行されているほか、町で住民バス（路線バス、デマンド交通※）、スクールバスなどを運行し、町中心部と各集落を連絡しています。なお、最寄りの鉄道駅は陸羽東線西古川駅（大崎市）で、町内からの直通バス運行の実現が望まれています。

本町の高齢者率は宮城県平均よりも高く、免許返納者を含めたいわゆる交通弱者は今後も増加が見込まれること、また、アンケート結果でも要望が高いことから、住民バスの需要はさらに高まると予想され、利便性の高い公共交通の確保は大変重要な課題のひとつとなっています。

施策の方向性

国道 347 号及び 457 号などの国県道や幹線町道などの道路網の改良・整備を促進します。また、町内の主要施設などを結ぶ道路や生活関連道路については、維持管理を基軸としながら、必要な箇所についての整備・改良を進めます。

さらに、冬期における道路通行機能の確保を図るため、除雪・防雪・消雪対策を進めます。

公共交通については、「地域公共交通計画」を策定し、民間事業者などと連携を図りながら、町民のニーズに合った公共交通網を整備していきます。

施策の体系

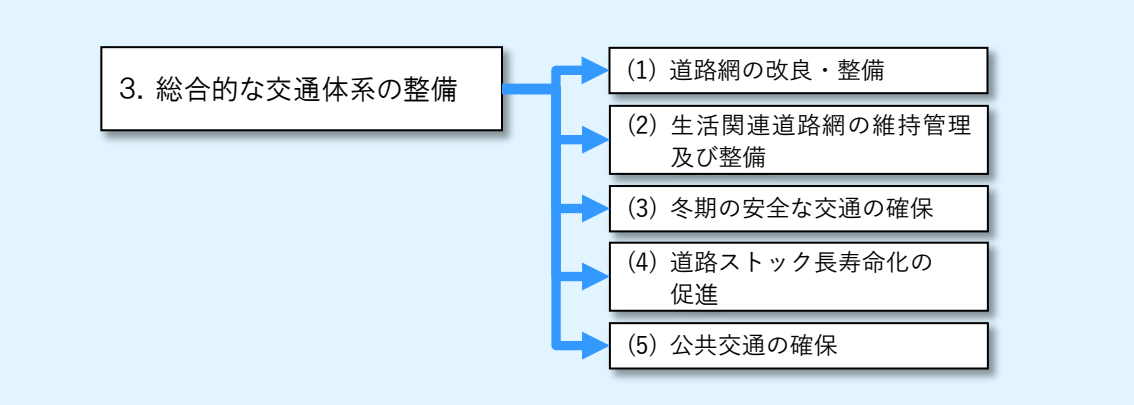

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 道路網の改良・整備

143) 国県道の改良・整備の促進

144) 幹線町道の改良・整備の推進

(2) 生活関連道路網の維持管理及び整備

145) 生活関連道路の整備の推進

146) 道路機能の適正な維持、修繕による維持管理の推進

(3) 冬期の安全な交通の確保

147) 防雪柵等の設置

148) 除雪車等の更新・拡充の促進

(4) 道路ストック※長寿命化の促進

149) 道路ストックの総点検

150) 橋梁長寿命化修繕計画の実施

(5) 公共交通の確保

151) 利便性の高い住民バス等の運行

152) 地域公共交通計画の策定と推進

4 交通安全対策の充実

｜現状と課題｜

本町の交通事故発生件数は、人身、物損において減少傾向にありますが、高齢者に関する事故は増加しています。

歩行者の安全対策として、道路幅員等の条件制限から歩道整備は一部の路線にとどまっていることから、必要箇所においてはカラー舗装等により歩行空間を区分するなど、歩行者の安全確保のための環境整備が必要です。通学路については、通学路交通安全プログラムに基づき、加美警察署、宮城県北部土木事務所、加美町で通学路の安全点検と対策を実施しています。

交通安全施設は、県公安委員会への働きかけなどを積極的に行い、標識や信号の設置を行っているほか、見通しの悪い交差点や事故の多い地点の一部に交通安全看板を設置するなどの対策を講じていますが、すべての箇所への対策には至っていません。

また、交通安全の啓発及び推進については、交通防犯指導員及び交通安全指導員による交通安全教室の開催や、交通安全母の会による街頭活動などを行っていますが、町民への浸透を図るためには、関係機関や団体とのさらなる連携が不可欠です。

｜施策の方向性｜

交通安全や飲酒運転根絶に関する意識の高揚及び啓発を推進するとともに、交通安全施設及び道路環境の改善や整備などを図りながら、交通安全対策を推進します。

また、交通安全講習機会の拡充と、警察や交通安全組織の連携強化を図ります。

施策の体系

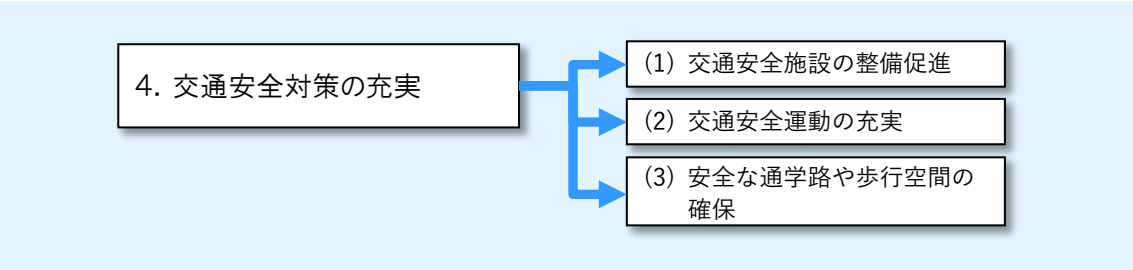

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 交通安全施設の整備促進

153) 交通安全施設の計画的な整備の促進

154) 道路環境に応じた安全な交通空間づくりの推進

(2) 交通安全運動の充実

155) 地域、学校、職場等における交通安全講習会等の実施による交通ルールの遵守促進や交通マナーの向上

156) 交通安全組織との連携強化の促進

157) 死亡事故ゼロ運動の推進

(3) 安全な通学路や歩行空間の確保

158) 通学路の安全点検及び対策の充実

159) 安全な歩行空間の確保

5 治山・治水対策の推進

現状と課題

近年、大雨被害が激甚化・頻発化している中で土砂災害も増加傾向にあり、これまで指定してきた土砂災害警戒区域以外でも被害が発生するなど、従来の想定を超える被害が確認されています。

このような事態を踏まえ、県では新たな基礎調査の実施に向けて、より詳細な危険箇所の抽出を実施したところです。基礎調査は完了までに 10 年程度の期間が必要となりますが、今後の調査結果により被害が想定される区域が明らかになった場合、土砂災害警戒区域等として指定されることとなります。

なお国は、令和 3 年 7 月に静岡県熱海市で発生した土石流災害等を契機として、盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」を令和 5 年 5 月に施行しました。これを受け、宮城県でも令和 7 年度から、届出制度の運用が予定されています。

町内の河川については、町が管理する準用河川はないため、整備主体のほとんどが国・県となっています。そのうち名蓋川については、浸水被害の軽減を目的とした改修が県事業として進められています。

また、令和 4 年度から国事業で鳴瀬川ダム建設工事が着手され、治水のほか、町の活性化にも寄与することが期待されています。

町民の安全を守るための治山・治水対策の重要性は今後ますます高まると予想されることから、国や県などへ強く働きかけ、対策の促進を図る必要があります。

施策の方向性

町民への危険箇所の周知や意識付けの効果もある災害危険箇所の点検を含めた治山・治水事業を県等と協働で実施するとともに、ハザードマップを適時更新し、ソフト・ハード両面での土砂災害への備えを強化します。

施策の体系

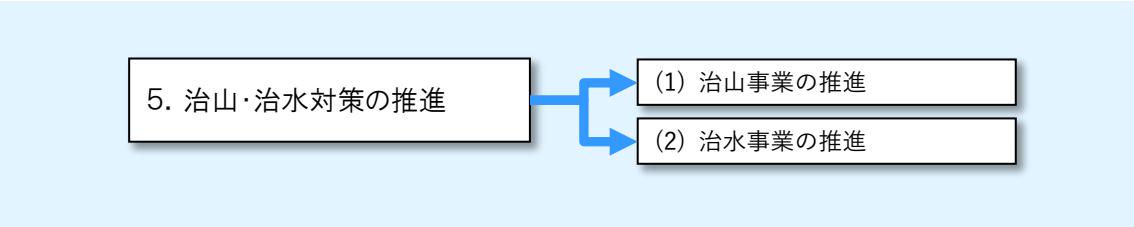

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 治山事業の推進

160) 県等と協働した地すべり対策事業の推進

161) 国・県その他関係機関と連携した治山対策・災害危険地区等の調査、及び予測に基づく計画と対策の推進

(2) 治水事業の推進

162) 河川整備・改修事業の促進

163) 鳴瀬川ダムの整備工事の促進

6 快適な住宅環境の維持

｜現状と課題｜

本町の住宅地は、旧 3 町それぞれの中心地域に広がる住宅地と、団地開発された地区、散在集落とに大きく分類されます。

既存住宅地や農村集落地については、立地特性に応じた快適性や利便性の維持・向上等の施策を展開することが必要です。

また、ＵＪＩターン※やコロナ禍を経た地方回帰の動き等に伴う住宅需要への対応として、民間による住宅地の整備状況を見極めつつ、遊休地を活用した住宅地の整備などを検討する必要があります。

耐震基準を満たしていない住宅については、耐震診断や耐震改修などを推進する必要があります。また、全国的に問題となっている空き家については、空き家バンク※や相談窓口を開設し、その有効活用と定住促進に取り組んでいます。今後も空き家の増加が見込まれることから、所有者への働きかけ等による適正管理や発生抑制、有効活用などに取り組む必要があります。

現在、公営住宅は町営住宅 414 戸、県営住宅 36 戸が整備されています。本町の人口・世帯数は今後減少する見込みで、公的居住支援の対象世帯数も減少すると予測されること、また、入居世帯も高齢単身者等の単独世帯が多くなると予測されることから、住宅に困窮する世帯が円滑に入居できるよう、町営住宅等を確保していく必要があります。また、町営住宅は生活困窮者への支援に加え、災害時の被災者の受け皿機能も持ちうることから、立地のバランスなども考慮の上、公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な維持管理と配置を図る必要があります。

｜施策の方向性｜

既存の住宅地は、耐震改修促進計画や国土利用計画、加美町協働の景観まちづくりプラン等に基づき、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の改善や建築物の耐震性能や耐火性能の強化、避難経路の確保等を適正に進め、災害に強く安心して暮らせる生活環境の形成を図ります。また、田園地帯に分布する農村集落等は、虫食い的な開発を抑制するなど土地利用の適切な規制・誘導を図るとともに、町中心部や各施設への交通ネットワーク機能の向上により、田園と共生するゆとりある集落に住み続けられる居住環境を維持していきます。

公営住宅については、本格的な人口・世帯減少社会を迎えるにあたり、現在管理している町営住宅等の適正な規模と集約を進めながら、整備を推進していきます。なお、公営住宅長寿命化計画については、今後の社会情勢や事業の進捗等に応じ、適宜見直しを行います。

また、加美町の魅力に惹かれて移住を望む方や、コロナ禍を経た地方回帰やテレワーク※推進の動き、鳴瀬川ダム整備事業等に伴う新たな定住人口の受け皿として、町外に積極的に情報を発信するとともに、公的賃貸住宅等整備を含めた空き家の利活用、ＵＪＩターンの促進、安価で良質、安全・安心な住宅地の供給、住宅取得等への助成などを行います。

施策の体系

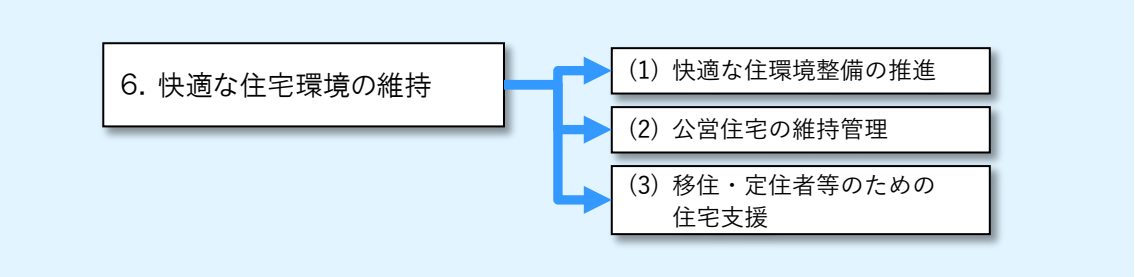

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 快適な住環境整備の推進

164) 住宅地や農村集落等の特性を踏まえた住環境の維持・向上

165) 防災に配慮した道路、公園等の基盤施設の改善・整備

166) 景観に配慮したまちなみ環境への誘導

167) 住宅の安全対策の推進

168) リフォームや耐震診断等に関する各種助成等の情報の提供

169) 空き家対策及び空き家バンクによる利活用の推進

(2) 公営住宅の維持管理

170) 加美町公営住宅長寿命化計画の運用と定期的な更新

171) 公営住宅の維持管理及び需要等に応じた整備

172) 入居基準の見直し検討

(3) 移住・定住者等のための住宅支援

173) 需要等を見据えた新たな住宅団地の整備や分譲の検討

174) 移住・定住対策の推進

175) 子育て世帯等の移住・定住促進

7 公園・緑地の機能向上

現状と課題

公園や緑地は、心身を癒やし、自然を身近に楽しめるレクリエーションや交流の場となっています。また、災害発生時においては避難所や防災拠点となるなど、地域の重要な防災機能も担っています。

本町は、鳴瀬川沿いに整備されているあゆの里公園（鳴瀬川中新田緑地）などの大規模な公園のほか、緑地公園、農村公園や身近な公園・広場を有しており、多様なニーズに対応しながら、安心して利用できる環境整備が求められています。

施策の方向性

鳴瀬川中新田緑地は、水辺とその周辺における緑地を活かした潤いのあるレクリエーション機能の維持と充実を図ります。

また、その他の公園緑地を含め、町民と協働した適切な管理やこどもの心身の発達を促す設備等の更新を含めた長寿命化の推進により、運動・交流・レクリエーション空間及び防災・避難空間としての機能の維持と充実を図ります。

施策の体系

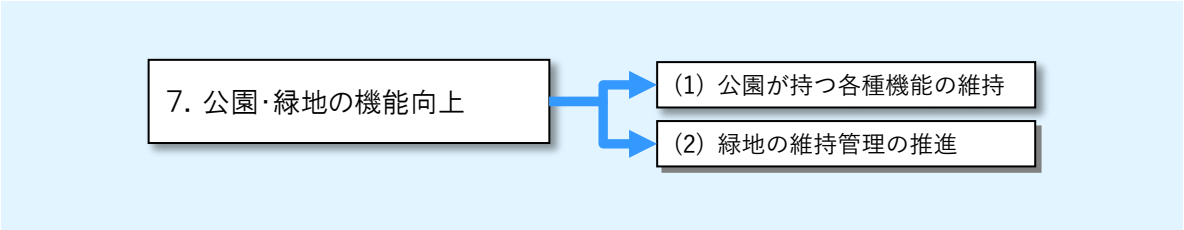

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 公園が持つ各種機能の維持

176）各種公園のストック活用と長寿命化の推進、必要に応じた整備

177）行政と町民との協働による維持管理の推進

(2) 緑地の維持管理の推進

178）緑地や街路樹等の維持管理

第４節　魅力と稼ぐ力を持つまち【産業・雇用】

- 1. 地場産業の振興
  - (1) 加美ブランドづくりの支援と推進
  - (2) 食の交流事業の推進
  - (3) 地場産業振興の推進
  - (4) 地域産業支援施設の整備、運営
  - (5) 地産地消の促進
  - (6) 農林産物の放射性物質対策
- 2. 農林水産業の振興
  - (1) 農林水産業の振興体制の充実
  - (2) 各種情報提供の充実
  - (3) 農業基盤整備事業の推進
  - (4) 畜産業の振興
  - (5) 園芸特産地支援事業の推進
  - (6)「山菜の里」づくりの推進
  - (7) 林業の振興
  - (8)「あゆの里」づくりの推進
- 3. 商業の振興
  - (1) 商業活性化構想の推進
  - (2) 商店街にぎわいづくりの支援
  - (3) 商工業活動組織の育成と支援
  - (4) 官民連携の商店街活性化整備事業の推進
  - (5) 買い物サービスシステムの構築
  - (6) 地域企業産廃リサイクルシステムの支援
  - (7) 消費生活に関する相談・支援の充実
- 4. 工業の振興
  - (1) 工業の振興

- 5. 観光の振興
  - (1) 豊かな自然景観を活用した町内周遊の促進
  - (2) 特色を活かした「食」のブランディング
  - (3) 多様な「アクティビティー」の活用
  - (4) 「伝統文化」による誘客促進
  - (5) 外国人観光客に選ばれる観光地づくり
  - (6) プロモーション手法の最適化
  - (7) 受入体制や施設の整備と役割の明確化
- 6. 雇用の確保と創出
  - (1) 積極的な企業誘致活動の推進
  - (2) 雇用情報の提供
  - (3) 起業の支援
  - (4) 就労支援の推進
- 7. 農村体験を通じた交流の推進
  - (1) 産業交流活動拠点の充実
  - (2) 交流、体験、滞在施設整備と運営
  - (3) グリーン・ツーリズムの推進
  - (4) 交流イベントの創設

1 地場産業の振興

｜現状と課題｜

本町では、豊かな自然や地域に根ざした生活・文化の中で培われ、研ぎ澄まされた味覚や伝統工芸品などを中心に、地場産業の振興に努めています。しかし、近年、後継者不足などにより、技術や食文化の伝承が課題となっています。そのため、地場産業関係者間の情報や活動の連携によるネットワークを構築すると同時に、品質の向上及びブランド化、販路の拡大などの対策を図ることが必要です。

また、多様化する消費者ニーズを的確に捉え、時代に合った対応が求められています。

さらに、本町には新たな地場産業として活用できる素材や資源が多く眠っていることから、その掘り起こしと活用方策を検討することが求められます。

一方、東日本大震災・福島第一原子力発電所事故による放射性物質放出の影響は、令和 6 年度現在も収束しておらず、一部の山菜については出荷停止が継続中の状況です。

本町では同原発の事故後、農産物や農地土壌などの放射性物質の濃度を把握し、農産物の安全確認を行うとともに、農作物への放射性物質の吸収抑制対策にも取り組んできました。今後も必要な検査体制を継続するとともに、出荷停止となっている山菜の出荷再開に向けた各種支援を行っていく必要があります。

｜施策の方向性｜

伝統技術や食文化の伝承と同時に、新たな消費者ニーズへの対応に努めるとともに、販売戦略の確立と販売量の拡大を図ります。また、伝統工芸品についても、良き伝統と技術を守りながら、付加価値の高い工芸品の開発・育成を図ります。

加えて、地場産品の品質向上やブランド化による競争力の強化や、ふるさと納税返礼品への展開等を図ります。

切込焼

施策の体系

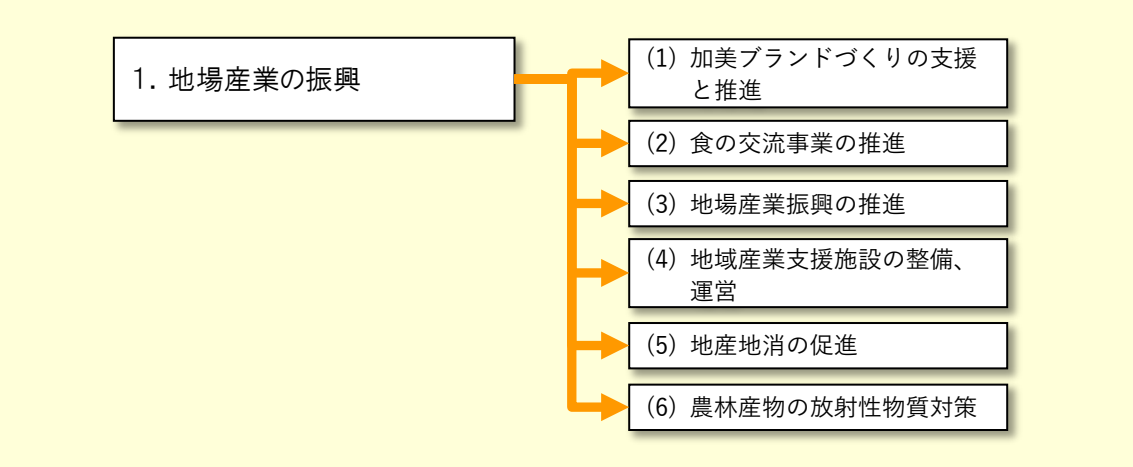

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 加美ブランドづくりの支援と推進

179) 横断的研究組織の設立による地域集約型の産業の振興

180) 地元企業、地場産業を活用した加美ブランドづくりの推進

181) 農商工連携と 6 次産業化の推進

(2) 食の交流事業の推進

182) 食文化の伝承と交流の場の提供や開催支援

(3) 地場産業振興の推進

183) 生産者の交流の場づくりへの支援

184) 加美町特産品の表示システム（認証制度外）の推進

185) 地域特産品の販路拡大（通信販売含む）への支援

186) 地域特産品の生産、開発、実践組織の育成支援

187) 地場産品のふるさと納税返礼品への活用

(4) 地域産業支援施設の整備、運営

188) 地場産品等の加工・展示・販売施設の整備、運営

(5) 地産地消の促進

189) 町内飲食店や学校給食での地場産食材を活用した「食」の提供

(6) 農林産物の放射性物質対策

190) 農林産物の放射性物質検査の支援

2 農林水産業の振興

現状と課題

平成 29 年 12 月、大崎地域 1 市 4 町(大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町)に広がる「大崎耕土」の「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」が、世界農業遺産、すなわち世界的に重要な農林水産業を営む地域として認定されました。

一方、少子・高齢化の本格化により農業者・後継者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されるなど、本町の農業をとりまく状況は、一層厳しくなっています。(なお、令和 5 年度に実施した農家意向調査結果によると、農業後継者が「いない」回答割合は 67.7%と、約 2/3 を占めるまでになっています。) さらに、米の価格の不安定化、輸入飼料の高騰による経営への圧迫、有害鳥獣による農作物被害なども重なり、これらの対策や支援が急務となっています。

林業については、輸入材及び集成材などの利用拡大により、国産材の価格低迷が続いていますが、森林は木材などの供給源としてだけではなく、国土保全、水源涵養、生物多様性の保全、二酸化炭素の吸収源などの多面的機能を有していることから、担い手の確保を含めた適正な管理を行っていく必要があります。

水産業については、生産量が減少傾向で推移しており、漁業経営も低迷しています。こうした中で、水産資源の保護や自然環境保全、アユを主軸とした漁業経営基盤の強化への取組などが課題となっています。

施策の方向性

持続可能な農業経営と農村集落の維持のため、農業法人や認定農業者※を含めた担い手の育成や経営支援、農産物の安定生産、複合経営の推進を図ります。

また、国のみどりの食料システム戦略※を踏まえ、有機農業に地域ぐるみで取り組む産地として「オーガニックビレッジ※宣言」を行い、有機農産物の生産拡大などを推進します。

さらに、新たな振興作物としてさつまいもの生産、農産物の輸出拡大、畑わさびの実証実験の継続、山菜の里づくりや「あゆの里」の再生等による産業振興を図ります。

加えて、地域農業のあり方を示した「加美町地域計画」等に基づき、農地を次世代に引き継いでいくための施策を、農業者とともに推進します。また、各種基盤整備や生産支援施策の促進、スマート農業※等の新しい技術の導入促進や情報提供を図ります。有害鳥獣対策は、地域ぐるみの被害防止活動を支援していきます。

林業に関しては、森林環境譲与税及び森林経営管理制度※の適切な運用により、承諾を得た私有林を含めた林地の適切な管理を推進し、安定的な林業経営の基盤を構築していきます。また、木材の地産地消やＰＲに資するため、加美町産の木材を新庁舎等へ活用するなどして、消費や市場の拡大を図ります。

施策の体系

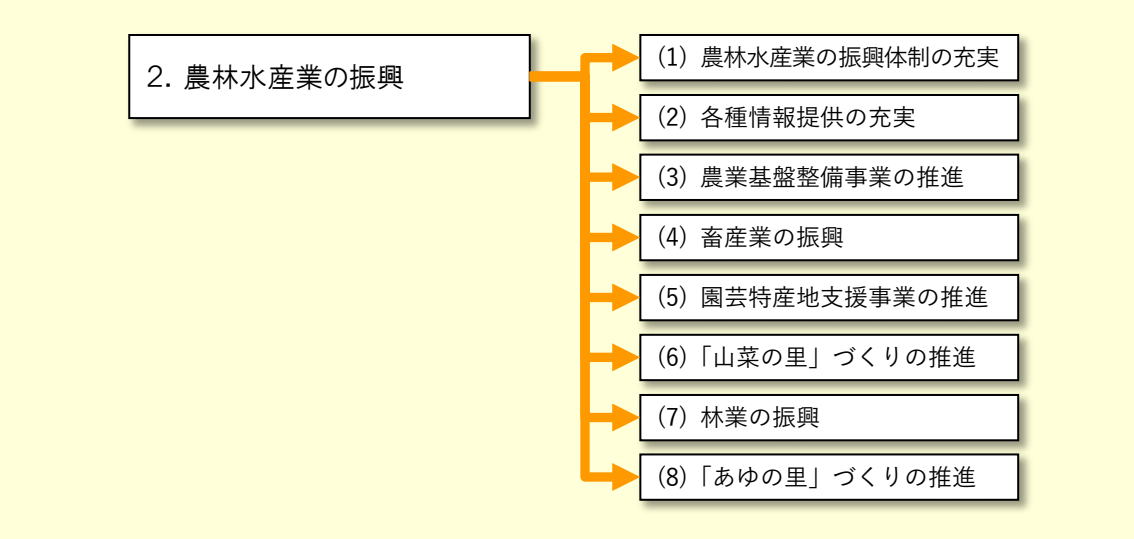

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 農林水産業の振興体制の充実

191) 地域農業の組織体制づくりの支援

192) 農業後継者支援と新規就農者支援

193) 担い手や組織の育成・支援

194) 環境保全型農業の推進

195) 有害鳥獣対策

196) 特例作物※を主体とした作付の推進

197) スマート農業等の新しい技術の導入促進や情報提供

198) 地域計画の随時更新と実施による農地や担い手の確保

(2) 各種情報提供の充実

199) 市況・流通情報、病虫害情報、気象情報、新品種・新技術など、農林漁業に関する情報の提供

(3) 農業基盤整備事業の推進

200) ほ場、ため池、かんがい排水、農道整備など農業生産基盤、環境基盤整備の推進

201) 農地流動化・集約化の支援

202) 耕畜連携の体制整備の推進

(4) 畜産業の振興

203) 飼料生産基盤及び畜舎等の畜産基盤整備事業の推進

204) 優良品種の導入等、家畜改良事業の支援

(5) 園芸特産地支援事業の推進

205) 安全安心な作物の生産・販売の促進

206) 園芸振興施設整備と価格安定対策の推進

(6) 「山菜の里」づくりの推進

207) 山菜、椎茸などの育成と活用

208) 山菜等の生産の推進

(7) 林業の振興

209) 造林や除間伐等、適切な保育管理

210) 林道等の基盤整備

211) 立木の計画的な伐採の推進

212) 森林が有する多面的な機能の維持

213) 公益的機能別施業森林の整備推進

214) 関係機関と連携した森林施業共同化の指導体制の強化等

215) 林業従事者の養成及び確保の推進

216) 公共施設への木材の積極的な利活用

(8) 「あゆの里」づくりの推進

217) アユ、ヤマメ、イワナなどの養殖やサケやアユのふ化・放流など水産資源の保護の支援

218) アユなどが自然産卵できる生息環境の整備

3 商業の振興

｜現状と課題｜

本町の商業は、小売店と郊外型大型店とに区分されますが、中新田商店街など中心部の商店街は大型店や周辺自治体・仙台市等との競争を余儀なくされているほか、通信販売の需要拡大などの影響もあり、小売店の購買力の低下が大きな課題となっています。また、従事者の高齢化及び後継者不足、空き店舗の増加など、商店街は依然として厳しい状況が続いています。

地域商業の活性化と商業機能の確保は重要な課題のひとつであるため、活気があり魅力的な商店街の形成を図るために、時代に対応した活性化策を検討し、具体的に展開していくことが必要です。

また、本町の特色を生かした商業振興や、経営基盤の安定化、商工団体などの関連機関との連携強化を進めながら、商業機能の活性化に向けた対応が必要となっています。

一方、情報化社会の進展に伴い、多様化・複雑化した新手のトラブルが発生し、近年は特に高齢者だけでなく、各年代でも詐欺的商法被害等が増大しています。安心した消費生活を送ることが出来るように、的確な消費者相談や啓発活動が必要です。

｜施策の方向性｜

「加美町中小企業及び小規模企業の振興に関する基本的な計画」を策定し、商工会や金融機関と連携しながら、中小企業・小規模事業者の事業継続支援と商店街のにぎわいづくりや、後継者の育成、商店街の空き店舗対策などの支援を継続していきます。特に商店街活性化対策と空き店舗の有効活用については、過去の取組の反省点などを検証しつつ、各種対策を継続検討していきます。

また、3 軒の酒蔵などが立ち並び「ぼのぼの※」のモニュメントが点在する中新田商店街の観光地化に向けた組織の立ち上げを検討していきます。

さらに、消費生活の継続的な学習と実践活動を通して、家庭や地域内での生活の向上を推進する「加美町暮らしの研究会」事業や、適切な消費生活相談体制を維持するとともに、トラブルを未然に防ぐ啓発活動に努め、消費者の安全・安心を図っていきます。

施策の体系

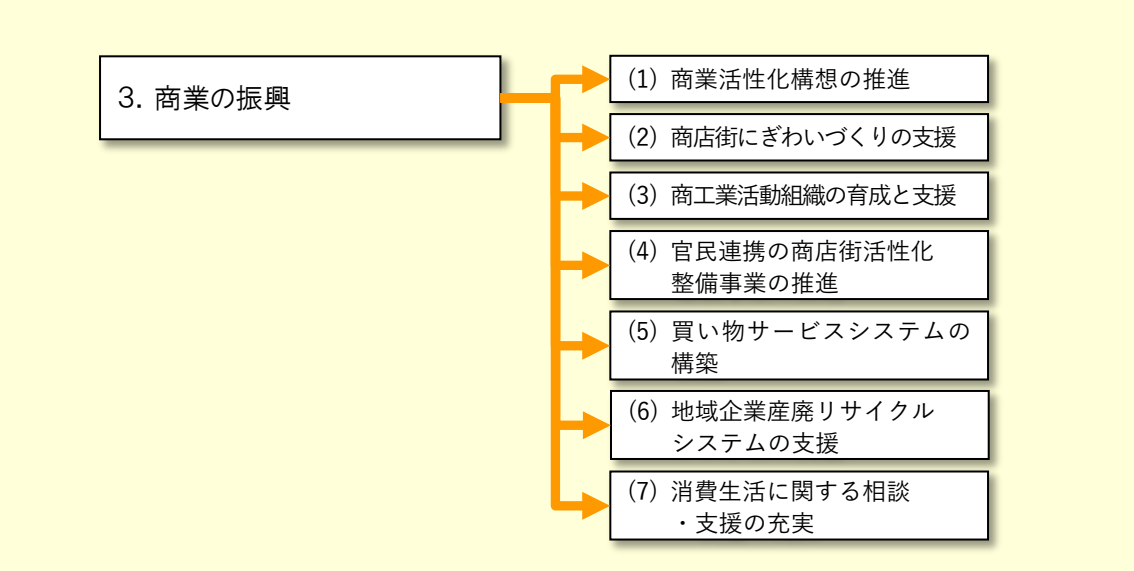

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 商業活性化構想の推進

219) 中小企業・小規模企業振興基本計画の推進

(2) 商店街にぎわいづくりの支援

220) 消費者を対象としたサービスの強化

221) 中新田商店街の観光地化の推進

(3) 商工業活動組織の育成と支援

222) まちづくり運営組織の立ち上げ、育成

223) 商工団体が行う取組に対する支援

224) 産学官等による共同研究組織への支援

225) 地域の資源及びビジネスアイディア等の活用による新商品の開発等を行う起業者の育成・支援

(4) 官民連携の商店街活性化整備事業の推進

226) 商店街の環境整備と各種振興施策の実施

227) 空き店舗対策の充実

(5) 買い物サービスシステムの構築

228) 商店街のイベントや商品情報の公開、インターネット上での購入システム化の促進

229) 共同宅配事業への支援

230) パッケージの工夫等による加美町独自の個性づくりの促進

(6) 地域企業産廃リサイクルシステムの支援

231）地域内の企業の産業廃棄物のリサイクルシステムの支援、減量化に向けた連携支援

(7) 消費生活に関する相談・支援の充実

232）安全で安心な消費生活の推進

233）消費生活に関する相談体制及び啓発活動の充実

うめぇがすと鍋まつりｉｎ加美

4 工業の振興

現状と課題

本町では、雁原工業団地をはじめとする町内４箇所に工業団地を整備し、企業誘致に精力的に取り組んできており、本町の工業は町民の所得の確保と就労の場の提供という点でも、大きな役割を果たしています。しかし、現在は工業団地内に空きがなく、さらなる企業誘致の取組を進める上での大きな課題となっています。

また、県内他自治体への自動車関連産業、高度電子機械産業、食品・木材関連産業の相次ぐ進出があり、それに伴う企業間競争は厳しさを増し、人材確保への対応にも迫られています。

こうした状況において、町内立地・操業企業への積極的な優遇制度の活用及び企業誘致等を推進し、本町のさらなる工業振興を促進させることが必要です。

施策の方向性

宮城県が掲げる自動車関連産業、高度電子機械産業、食品・木材関連産業、半導体産業の企業誘致はもとより、地元企業とのビジネスマッチング※による新事業の創出や、町内企業の育成支援、地元新卒者の積極的な採用による若年層の雇用拡大と定住促進を図ることにより、本町における工業の振興、新産業創出に努めます。

また、宮城県や近隣自治体等の工業・産業の動向や社会情勢を適切に見極め、本町の産業振興に資するよう、需要の受け入れ態勢の整備などを柔軟に行っていきます。

｜施策の体系｜

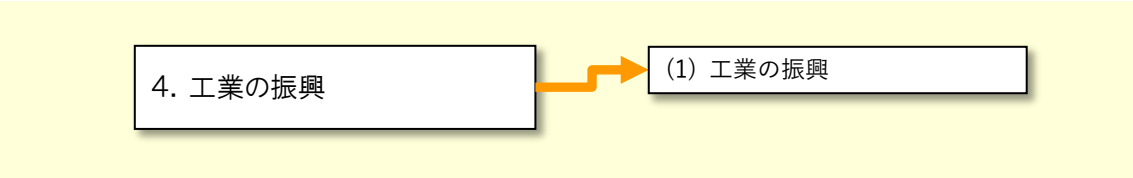

｜施策の体系に対応する事業や展開｜

(1) 工業の振興

234) 共同化・新技術（ＤＸ）導入による生産の効率化・省力化の推進

235) 資金融資制度及び奨励金等の充実

236) 他産業と連携した物産展、見本市等のイベント参画による販路拡大の推進

237) 産学共同研究における新商品開発の体制支援

238) 新たな工業団地の確保検討

239) 自動車関連産業・高度電子機械産業・食品・木材関連産業・半導体産業に関連する企業誘致の促進

240) 企業誘致の促進

241) 産業間・異業種間・多世代間の交流支援による地域内産業の地産地消、経済循環の促進

242) 県内外企業とのビジネスマッチングを通じた新事業の創出や業務拡大支援

5 観光の振興

現状と課題

加美町には、薬莱山周辺のリゾート施設、陶芸の里周辺の温泉交流施設、県内外にも知名度が高い中新田バッハホール、3 軒の酒蔵が集中するとともに伝統的な祭り「中新田の火伏せの虎舞」の中心的な会場でもある花楽小路商店街周辺など、各地区に観光の核となる施設を有しています。また、天然記念物の「鉄魚」が生息する魚取沼、水芭蕉の群生地である荒沢等は、観光資源として大きな可能性を秘めています。しかし、交通アクセスが悪いことから、広域的連携を図るための交通網や誘導案内標識の整備、観光情報案内のシステム化など、観光ネットワークの整備・強化が課題となっています。

中心部の商店街においては、空き店舗の増加や商店街の機能低下などの課題があり、薬莱山周辺からの入込を進めるための施策、 空き店舗やまちなみの活用が急務となっています。

薬莱山周辺は加美町の観光の中心となっていますが、近年は近隣市町への同種施設の開設等もあり、入込客数の減少が見られます。しかしながら、薬莱山周辺の自然資源については、近隣市町にも劣らないものであり、更なるアウトドアを活用した観光メニューの構築等が課題となっています。

切込地区は、自然・歴史を有した観光エリアとなっています。しかし、伝統ある「切込焼」や「旧佐竹邸」など魅力ある歴史的資源を活用しきれておらず、アウトドア需要に対応したキャンプ場の活用や、歴史的価値を踏まえた観光メニューの創出が課題となっています。

「やくらいガーデン星あかり」イベント

施策の方向性

加美町の魅力である「自然環境」「食」「アクティビティー」「伝統文化」を最大限活用し、加美ファン・リピーターを増やすことで、地域の経済振興につなげます。同時に、町民が改めて自分たちが住んでいる地域に関心を持ち、その魅力や価値を再評価し、これまで以上に地元に愛着を持ち、誇りを持つことに繋がるような観光振興を図ります。

そのため、観光客の増加だけでなく、プロモーションや受入体制をソフト・ハード両面で強化し、観光関連団体との連携や民間の旅行会社等の協力も得ながら、町民参加での地域づくりも意識した施策を展開し、迎える町民と観光客が一体となった地域力の高い加美町を目指します。

施策の体系

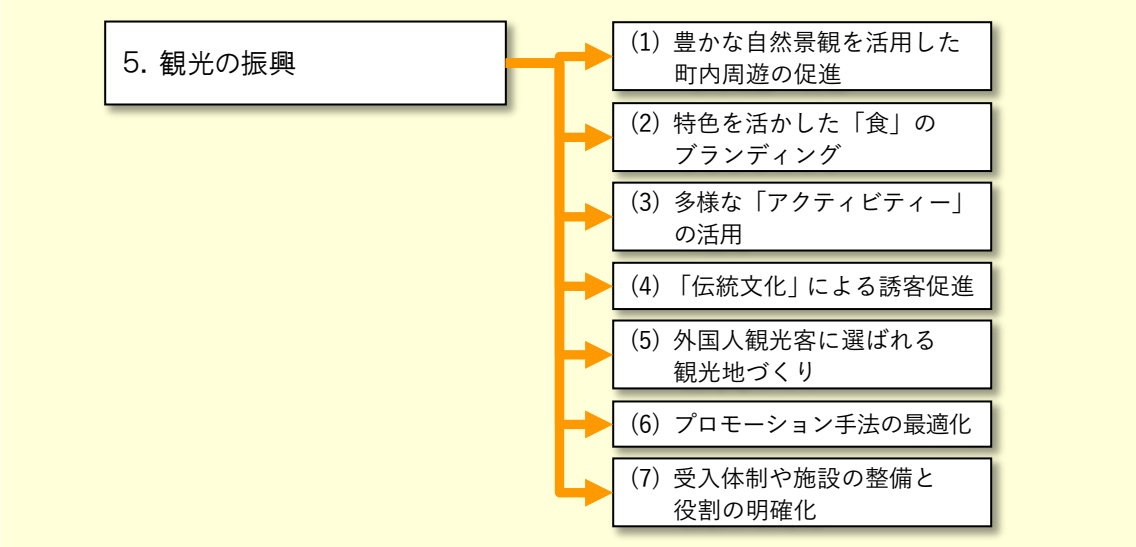

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 豊かな自然景観を活用した町内周遊の促進

243)「ストーリー」や「景観」を組み合わせた企画造成

244) 鳴瀬川ダムを活用した観光振興策の実施

(2) 特色を活かした「食」のブランディング

245) 加美町の良質な水を活かした食材や商品の普及向上

246) 観光客向け料理・食品の企画や普及活動

(3) 多様な「アクティビティー」の活用

247) アウトドア拠点の活用やアウトドアイベントの強化

248) 雪を活用した取組や合宿の誘致

(4)「伝統文化」による誘客促進

249) 伝統文化・産業を活用した誘客促進

250) 伝統文化・産業の担い手の育成と確保

(5) 外国人観光客に選ばれる観光地づくり

251) 多言語化による環境整備、広域観光の推進

(6) プロモーション手法の最適化

252) 観光情報のデジタル化や案内表示の充実、インバウンド※対応を含めた戦略的広報活動の推進

(7) 受入体制や施設の整備と役割の明確化

253) 観光ガイドの育成、観光関連団体への支援

254) ニーズに対応した観光施設の充実、町内観光施設等の連携強化

6 雇用の確保と創出

現状と課題

本町では、4 箇所の工業団地を整備し、企業誘致を展開してきました。若者の町外への流出を抑制し、定住人口を確保するためにも、一層の雇用の場を確保することが非常に重要です。

現在、町民の安定的な雇用機会の確保を図り、定住促進と町民所得の向上に資するため、加美町無料職業紹介所を開設し、職業紹介に努めています。業種によっては慢性的な人手不足の状態が続いているため、求人・求職のミスマッチや、就業形態の多様化、コロナ禍を経た多様な働き方や考え方への変化、仕事と子育ての両立希望など、社会経済の変化を踏まえた雇用支援対策が必要です。

また、退職年齢の引き上げに伴い登録年齢も上昇しているシルバー人材センターの役割や支援内容の充実を図るとともに、就労に関する情報の提供も必要です。

施策の方向性

加美町での就業を望む方が就職できる環境づくりを整えるため、企業の誘致、企業情報の提供や雇用情報提供の充実など、多面的な雇用機会の創出に努め、地域雇用の支援を進めます。

特に、若者の地域内定住促進のため、町内企業の地元新卒者の積極的な採用を促進し、若年層の雇用拡大と定住促進を図ります。

また、デジタル人材※の育成、テレワーク環境整備・サテライトオフィス※整備・ワーケーション※環境整備等に対する支援を行い、様々な働き方を選択できる仕組みづくりを後押しします。加えて、各業種・企業における外国人労働者の受け入れ体制整備の促進も図ります。

さらに、高齢者の就労支援や起業者支援などを進め、新たな雇用の創出に努めるとともに、企業などにおける障がい者の雇用を促進します。

施策の体系

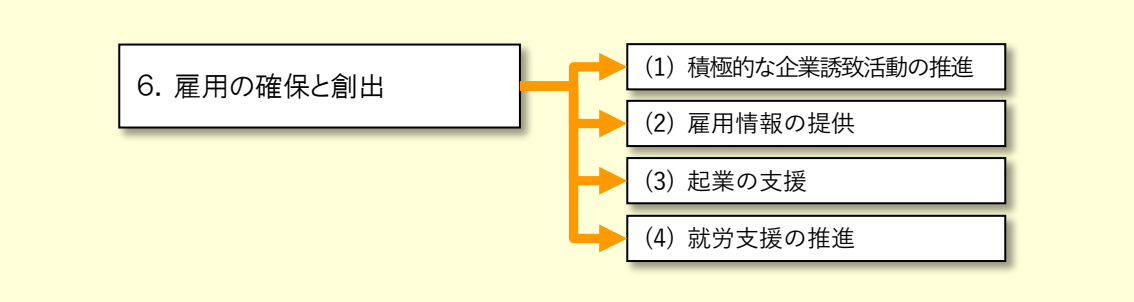

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 積極的な企業誘致活動の推進

255) 成長型産業の積極的誘致

256) 地場産業と誘致企業への雇用奨励制度の充実

257) 新たな工業団地の確保による地元雇用への展開

(2) 雇用情報の提供

258) 無料職業紹介所の運営やハローワークとの連携による労働市場や雇用に関する情報提供

(3) 起業の支援

259) 町内起業者やベンチャー企業※への支援

260) 創業支援等計画に基づく起業者支援体制の確立

(4) 就労支援の推進

261) 技能技術の習得支援

262) 若者等の就業支援

263) 地域産業やデジタル活用を担う人材育成の促進

264) テレワーク環境整備等への支援

265) 高齢者のもつ知恵、技の積極的活用ができる雇用情報の提供

266) 高齢者雇用の促進

267) 障がいを持つ方の雇用の促進

7 農村体験を通じた交流の推進

｜現状と課題｜

本町では、都市と農村の交流活動を行っており、今後とも体験型農業などによるグリーン・ツーリズム※などを推進し、本町の良さである農業をＰＲしていくことが重要です。

また、受け入れ体制の充実・強化を図っていくことや、産直施設を交流活動の拠点として、観光資源との連携強化を図ることが必要です。

さらに、全体的な受け入れ窓口の設置と運営システムを確立し、交流イベントを支援していくことが必要です。

｜施策の方向性｜

都市と農村の交流の継続と深化を相乗効果的に図るため、農業や観光施策等との連携のもと、体験農業やグリーン・ツーリズムなどの受け入れ体制の充実、強化を継続して支援します。

交流活動の拠点である産直施設については、交流の継続や観光資源との連携を図り、農村地域の活性化を図ります。

また、地域の特性を活かした一体感を感じられるイベントを創設するなど、積極的な交流を推進し、誘客・リピーターの増加を図ります。

施策の体系

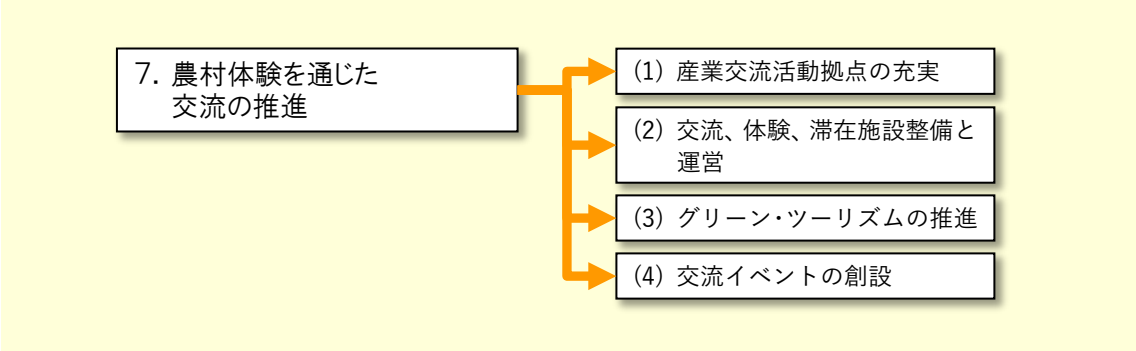

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 産業交流活動拠点の充実

268) 都市農山村交流受入の支援

269) 産直施設等活動拠点施設の設備の充実と維持管理

(2) 交流、体験、滞在施設整備と運営

270) 滞在型宿泊施設の整備充実

271) 水辺を活かした交流体験等施設及び事業の充実

(3) グリーン・ツーリズムの推進

272) 多様な観光資源と連携した受け入れ組織・体制の支援

(4) 交流イベントの創設

273) 地域特性を活かした町全体の一体感を高める交流イベントの創設

第５節　本当の学びを得られるまち【教育・学び・スポーツ・文化】

- 1. 学校教育(「12年間の連続した学びの加美町モデル」)の推進
  - (1)「学ぶ土台づくり」の推進
  - (2)「確かな学力」の育成
  - (3)「豊かな心」の育成
  - (4)「健康な体」の育成
  - (5)「魅力ある学校づくり」の推進
- 2. 生涯学習の推進
  - (1) 総合的な生涯学習推進体制の充実
  - (2) 生涯学習施設の充実
- 3. 家庭教育の充実
  - (1) 家庭教育の推進と充実
  - (2) 関係団体との連携と事業推進
- 4. 青少年の健全育成
  - (1) こどもの読書活動環境の充実
  - (2) 少年教育の充実
  - (3) 青少年育成組織の充実
- 5. 社会教育の充実
  - (1) 公民館や地域づくりセンター等における主体的学習への支援
  - (2) 図書館における主体的学習への支援
  - (3) 社会教育活動支援事業の推進
  - (4) 青年の交流促進
- 6. 生涯スポーツの充実
  - (1) スポーツ基盤の整備
  - (2) スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進
  - (3) スポーツニーズへの幅広いプログラム提供
  - (4) スポーツ団体組織の育成と充実

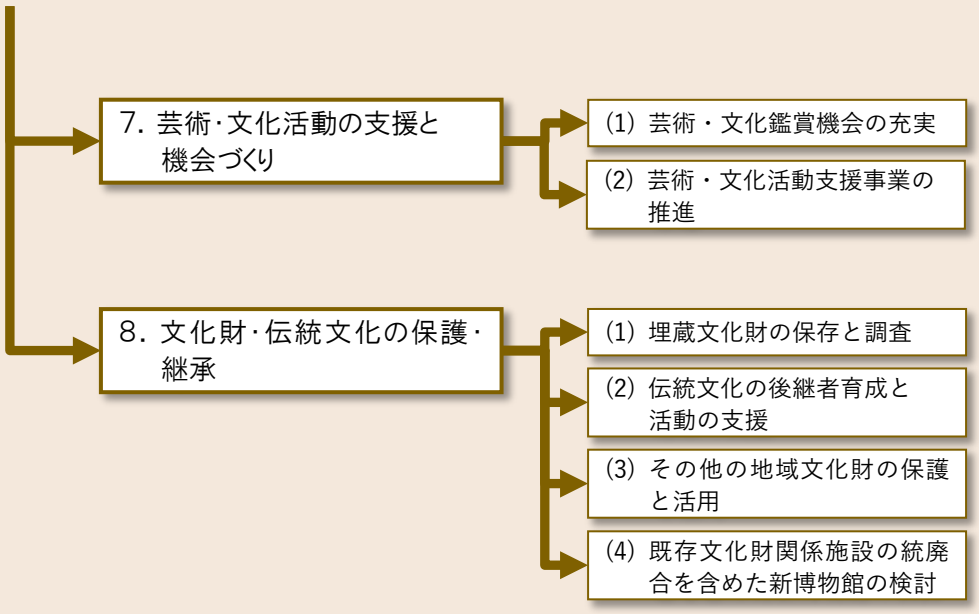
7. 芸術･文化活動の支援と機会づくり
(1) 芸術・文化鑑賞機会の充実
(2) 芸術・文化活動支援事業の推進
8. 文化財･伝統文化の保護･継承
(1) 埋蔵文化財の保存と調査
(2) 伝統文化の後継者育成と活動の支援
(3) その他の地域文化財の保護と活用
(4) 既存文化財関係施設の統廃合を含めた新博物館の検討

1 学校教育（「12 年間の連続した学びの加美町モデル」）の推進

｜現状と課題｜

加美町では、目指すこども像を「夢や志をもち、郷土愛にあふれ、可能性に挑戦し続けるやさしくたくましいこども」とし、保幼小連携や小中連携を充実させて 12 年間の連続した学びを推進し、知・徳・体の調和のとれたこどもの育成を目指しています。

幼児教育においては、幼児の教育と保育を一体的に捉え、幼稚園と保育園の良いところを活かす機能を持つ、公立・私立の認定こども園の整備により、多様なニーズへの対応に一定の成果を上げています。

一方、園児の減少を受け、これまでに複数の幼稚園や保育園の統合または閉園の対応を行ってきました。また、これまで複式学級が行われていた小学校も、順次統合を予定しています。そのため、統合による保育・教育環境の向上を前提としながらも、不自由なく通園通学できる手段の確保等が必要となります。

町内の小・中学校は老朽化している施設が多いため、こどもたちが安全で安心に教育が受けられるよう、また、有事の際の避難所機能が十分に発揮できるよう、環境や設備の整備・更新を継続して行うことが必要です。

さらに、グローバル社会に対応するため、継続して外国語指導助手（ＡＬＴ）※を配置して外国語指導の充実を図るとともに、ＩＣＴ※教育の推進や国際交流活動を推進する体制づくりが必要です。

幼少期からの「学び」を通じ、やさしさとたくましさを持つこども達の成長を担う「学校教育の推進」を町の最重要課題のひとつと捉え、長期持続的に施策を推進するための環境を整える必要があります。

町内に立地する県立中新田高校では、地域のイベントへの参画などを通じ、地域社会に貢献するために必要な資質の体得が進められています。今後も学校魅力化向上事業等に基づき、町と高校との連携を強化し、自ら学ぶ姿勢と誠実な心や周囲（地域）と共に生きる力を育む取組に協力していくことが求められています。

施策の方向性

心身ともに健康で、知・徳・体の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成をめざし、生涯学習の基礎を培い、生きる力の育成に努めます。

また、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期＝「学ぶ土台づくり」として捉え、家庭や認定こども園・保育園・幼稚園などのいずれにおいても充実した幼児教育が行われ、小学校へ入学するまでに、こどもたちが豊かな心情や学ぼうとする意欲、健全な生活を送る態度などを身に付けることを目指します。

その重点施策として、「学ぶ土台づくり」の推進、「確かな学力」、「豊かな心」、「健康な体」の育成、「魅力ある学校づくり」の推進を図ります。

さらに、発達段階に応じて、身につけさせたい「見えない学力」（非認知能力）の明確化と共有化を図りながらその醸成に努めるとともに、学校の魅力向上・活性化を通じて、児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めます。また、県立中新田高校や宮城県などと連携し、12 年間で培ってきた資質をもとに、加美町での特色ある学びや活動への協力体制を継続していきます。

地域の文化や豊かな自然を誇りに思い、小さな頃から体感し、自らの知恵と希望により、創意工夫しながら学べる教育環境の整備・充実や、教育機会の提供に努めます。さらに安全で伸び伸びと心身の成長を育むことができる環境作りを進めるとともに、生きる力の基礎的な資質、能力を育成できるよう、幼児教育や学校教育の充実に努めます。

施策の体系

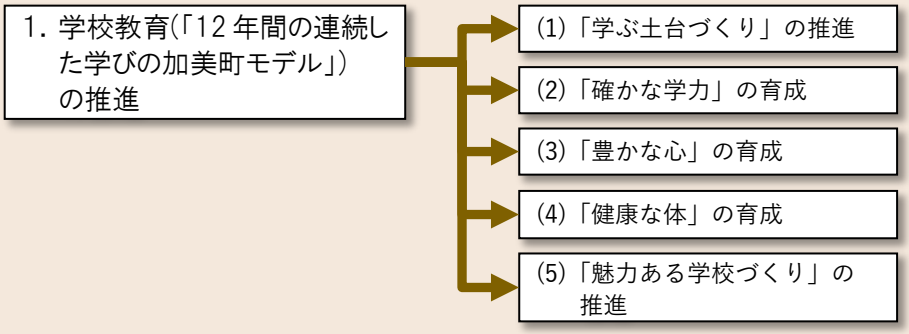

(1) 「学ぶ土台づくり」の推進

274）幼児期における「学ぶ土台づくり」の啓発・推進

275）親子の愛着形成の推進

276）創意に満ちた幼児教育（遊び・豊かな体験）の推進

277）家庭や地域社会、関係機関との緊密な連携

278）幼児教育と小学校教育の円滑な接続（遊びから学ぶから授業で学ぶへ）

(2) 「確かな学力」の育成

279）「学ぶ力」の向上を目指した個別最適な学びと協働的な学びの推進

280）基礎的な知識・技能の定着と活用する力を育成する指導の充実

281）ＩＣＴ活用の充実

282）国際理解を育む教育の推進

283）家庭における学びの充実

(3) 「豊かな心」の育成

284）生きる力を育む「志教育」の推進

285）思いやりがあり感性豊かな子どもの育成

286）郷土を愛し、地域社会に貢献する力の育成

287）道徳教育の充実と自己解決力の育成

288）12 年間を見通した非認知能力の醸成

(4) 「健康な体」の育成

289）健康な体づくり・基本的な生活習慣の定着

290）体力・運動能力の向上を図る学校体育の充実

291）食に関する指導の充実

292）心身の健康を育む学校保健の充実

293）学校・家庭・地域等の連携の充実

(5) 「魅力ある学校づくり」の推進

294）創意と活力に満ちた学校づくりの推進

295）子どもや保護者の思いを反映する学校づくりの推進

296）いじめ・不登校の防止と組織的な対応の充実

297）教職員の資質能力の総合的な向上を図る研修の充実

298）働き方改革※推進による、教職員にとって働きがいのある学校の実現

2 生涯学習の推進

｜現状と課題｜

本町では、令和 2 年から世界を襲ったコロナ禍においても、感染の拡大停滞を見極めながら、町民が豊かな人間性を開花させるために、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」自由な意志に基づいて楽しく学べる機会と場の提供と、生きがいを持って充実した生活が送れる社会形成を目指して、生涯学習に関する施策を展開してきました。現在は活動が制限されない生活に戻った一方で、コロナ禍で新たに形成された生活様式や地域コミュニティの変化など、新たな課題に対する施策の展開が求められています。

生涯学習の活動の場となっている地区公民館（コミュニティセンター）や体育施設の多くは、指定管理者制度※により管理運営されています。今後は、老朽化に伴う改修等が必要な施設があることから、計画的で適切な対策が必要です。

また、町内では各種講座やスポーツ教室などが開催され、多くの人に利用されていますが、その種類によっては参加者数などがピーク時より大きく減少しているものもあります。さらに、子ども会の加入割合などの地域間格差や、高齢化に伴う各団体の会員数の減少なども課題となっています。

生涯学習事業を推進していくため、町民ニーズに対応した生涯学習事業の展開と各施設や団体・人員とのネットワークのさらなる強化が求められています。

｜施策の方向性｜

町民が、豊かな人間性を開花させるために、「いつでも」、「どこでも」、「だれでも」自由な意志に基づいて楽しく学べる機会と場を提供し、生きがいを持って生活することができ、また、学んだ成果が適切に発揮され、それらをもとに、町民相互の交流と連携を密にしながら、活力ある地域社会を形成していくことを目指し、生涯学習を推進していきます。

施策の体系

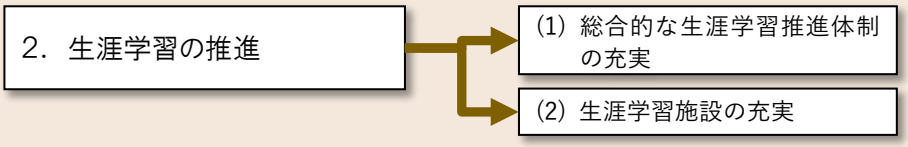

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 総合的な生涯学習推進体制の充実

299）計画の策定と実行

300）町民の自主的な生涯学習を促進するための多様な情報提供

(2) 生涯学習施設の充実

301）生涯学習施設の管理

302）町と地域団体の協働による施設の管理及び事業運営

3 家庭教育の充実

現状と課題

家庭教育は、保護者がこどもに対して行う教育であり、すべての教育の出発点といわれています。また、家族のふれ合いを通して、こどもが、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身につけていく上で、重要な役割を果たしています。

本町では、家庭教育の推進のため、町民の参画を得て令和 2 年度に家庭教育支援チームを発足し、町内小中学校への保健講話を開催、会員の資質向上のために県主催の研修会に参加するなど、各関係機関と連携を密に取りながら活動しています。

今後は、様々なニーズに対応しながら、家庭・地域・学校などとの協働による家庭教育の基盤づくりが望まれています。

施策の方向性

生涯学習の基盤となる「家庭教育」のあり方について、社会教育の観点から各家庭への教育力向上のため、家庭教育に関する学習機会の充実を図るとともに、その活動に携わる人材の育成に努めます。さらに、家庭、地域、学校、行政がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、こどもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進めていきます。

施策の体系

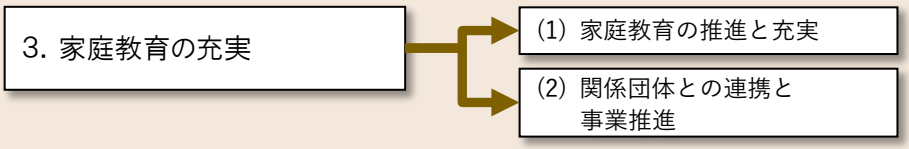

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 家庭教育の推進と充実

303) 家庭教育の講座や学習機会の場の充実

304) 家庭教育支援活動を行う団体の支援と人材育成

(2) 関係団体との連携と事業推進

305) 子ども会育成会などの団体と連携促進

4 青少年の健全育成

現状と課題

現在本町には、中新田図書館と小野田図書館、宮崎公民館図書室が整備されています。各図書館・室では、ブックスタート事業※やお話し会を始めとした、こどもの頃から生涯にわたり本に親しむためのイベントを数多く開催したり、こども達の集いや居場所の提供も行っています。

今後も成長段階に応じた読書活動を展開して読書の楽しさを伝えることで、こどもたちの本離れの防止を図る必要があります。

一方、少子・高齢化による人口構造の変化や、社会環境が年々変化する中で、こどもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校等の課題は複雑に影響し合い、こどもや若者は、様々な課題に直面しています。

現在、宮城県が全市町村へ設置している青少年育成推進指導員や加美町の子ども会育成連合会などが青少年の健全育成事業に参画し、町はそれらと連携・支援していますが、必要とされる内容は社会の変化やこども・若者の成長に伴い変化していくことから、適切かつ長期的な支援が重要となっています。

施策の方向性

図書館を中心に学校や児童館、ボランティア団体等と連携しながら、こどもが読書に親しむ環境づくりに努めます。

また、次代を担う青少年を健全に育成するため、多様な体験活動の機会の提供を図ります。さらに、学校、家庭、地域が一体となって取り組める体制づくりや、地域におけるボランティア人材の協力のもと、青少年健全育成とグループ活動の奨励や支援に努めます。

施策の体系

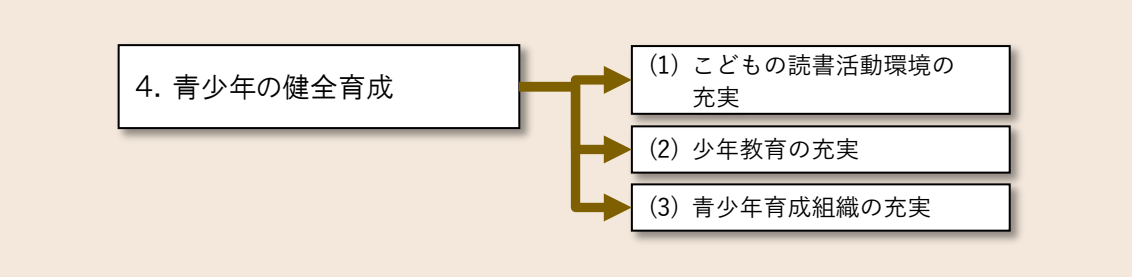

施策の体系に対応する事業や展開

(1) こどもの読書活動環境の充実

306) 関係団体と連携したこどもの読書活動の場の提供

(2) 少年教育の充実

307) 体験活動の機会の提供

308) 家庭･学校･地域の連携による地域学校協働活動の推進

(3) 青少年育成組織の充実

309) 青少年育成団体の活動支援と人材育成

5 社会教育の充実

｜現状と課題｜

本町では、町民やサークル団体による社会教育活動が展開されており、豊かな創造力を高めていくためにも重要な活動として位置づけています。

今後も多様なカリキュラムの学習機会を提供していくために、公民館機能の充実が必要となってきています。

また、社会教育事業の推進を図るための体制の確立とともに、社会教育活動を支える施設の管理運営に当たっては、基幹公民館（中新田公民館、小野田公民館、宮崎公民館）のもと、コミュニティ推進協議会等との連携を図ることが必要です。なお、指定管理制度については、地域事情や費用対効果を鑑みた上での導入検討が必要です。

3 つの図書館（室）は貸出・返却等の相互利用を可能としており、町民にとって利用しやすい図書館になっています。また、県内外への図書の相互貸借により利用者のニーズに応えています。

一方、近年の少子・高齢化や近隣市の図書館開館などの影響もあり、図書館（室）の利用者及び貸出件数は、ともに減少傾向となっています。

｜施策の方向性｜

町民が自ら取り組み、学び続ける学習機会を提供するなど、社会教育の充実に努めます。また、人と人との交流や地域資源を生かした交流活動に努めます。なお、3 地域の基幹公民館機能は維持しつつ、引き続きそれぞれの特色を生かした面と、連携の面との両輪で社会教育活動を支援していきます。

また、図書館（室）それぞれの特色を生かし、周辺施設との連携も視野に入れながら、棲み分けと役割分担による機能の充実と維持を検討していきます。

施策の体系

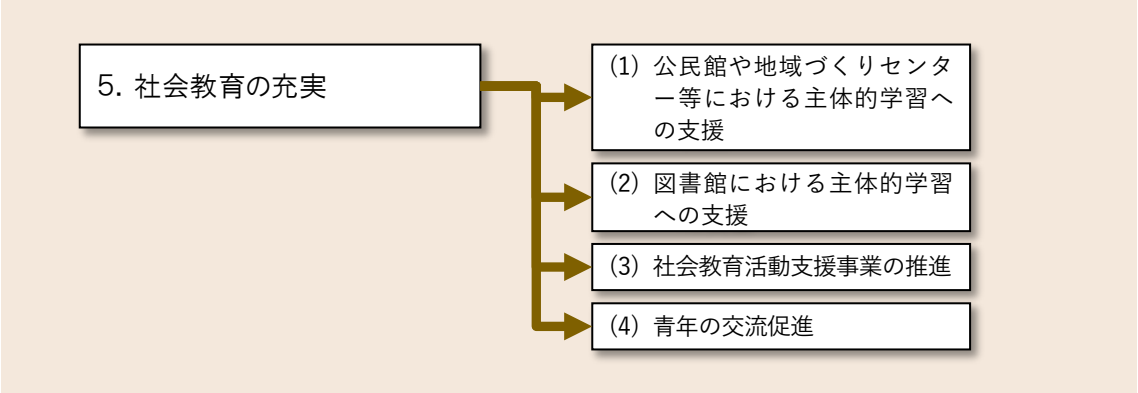

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 公民館や地域づくりセンター等における主体的学習への支援

310) 講座や教室の充実

(2) 図書館における主体的学習への支援

311) 講座やイベントの充実

312) 障がい者サービスの充実

313) 他市町村における図書館との相互貸借による利用機能の拡充

(3) 社会教育活動支援事業の推進

314) 社会教育団体やイベント等の支援

(4) 青年の交流促進

315) 青年の交流促進の場の提供

6 生涯スポーツの充実

｜現状と課題｜

健康・体力の維持増進、健康に対する意識の高まりや多様なライフスタイルへの変化などにともない、町内のスポーツ施設または総合型地域スポーツクラブ※が企画したイベント参加が徐々に増えてきています。

スポーツ・レクリエーション活動は、町内体育施設や学校などの施設を利用していますが、地域の特性を活かした総合型地域スポーツクラブや地域スポーツの推進を図るうえで、人材育成や利用施設・設備の整備などの支援が求められています。

各種スポーツ大会は、鳴瀬川カヌーレーシング競技場や日本陸上競技連盟第 3 種公認陸上競技場※を有する陶芸の里スポーツ公園をはじめとしたスポーツ施設で開催されています。今後も、スポーツツーリズム※の観点からの環境整備も視野に入れる必要があります。

スポーツ・レクリエーションの普及と地域コミュニティ形成及び健康づくりを推進するため、町民がスポーツに一層親しめるよう総合型地域スポーツクラブの構築が求められるとともに、スポーツ協会やスポーツ少年団、クラブなど、各種団体の育成を支援していく必要があります。

また、地域、学校、企業など地域の諸団体と連携を図りながら、世代間交流も含めた各地域のスポーツ交流を推進していくことが必要です。

｜施策の方向性｜

町民自ら健康づくりに取り組み、楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ施設などの利用促進や地域スポーツの振興に努めます。

施策の体系

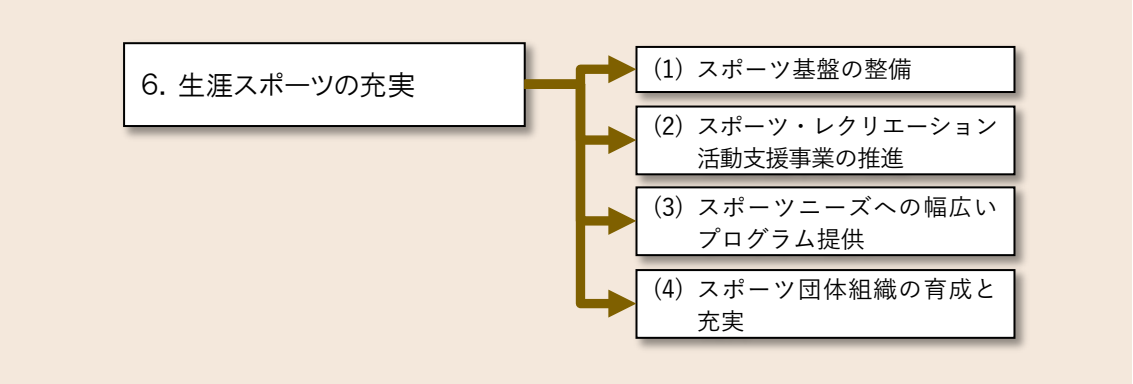

施策の体系に対応する事業や展開

(1) スポーツ基盤の整備

316) 計画の策定と実行

317) 学校施設の開放

318) 運動やスポーツの指導者養成

319) 働き方改革に伴うスポーツ活動体制の整備

320) 体力・運動能力調査の実施

(2) スポーツ・レクリエーション活動支援事業の推進

321) 多様なスポーツイベントの提供

322) ニュースポーツ※・ファミリースポーツの普及・啓発

(3) スポーツニーズへの幅広いプログラム提供

323) 世代別の運動やスポーツ活動の推進

324) 障がい者スポーツの推進

325) 各種団体の運動やスポーツ活動の支援

(4) スポーツ団体組織の育成と充実

326) 各種スポーツ団体への支援

ドラゴンカヌー大会

7 芸術・文化活動の支援と機会づくり

現状と課題

中新田文化会館（中新田バッハホール）

本町では、町民が芸術・文化活動に気軽に参加したり、身近に接する機会を提供するため、文化施設の整備の充実や各種イベント等の企画を行ってきました。特に国内外有数の音響を誇る中新田文化会館（中新田バッハホール）や、地域に密着した施設ながら広域的な活動にも対応可能な小野田文化会館（やくらい文化センター）は、町民のみならずプロ芸術家の活動の場としても親しまれています。また、地域文化の発展に寄与する目的として文化協会が組織されており、各地区で文化祭や研修等の活動を活発に行っています。

一方、中新田文化会館は開館から 40 年以上、小野田文化会館は 20 年以上が経過しており、いずれも施設の大規模改修が必要な時期を迎えます。また、資機材を扱える技術者を始めとした人材不足や文化協会の会員の高齢化も課題となっており、施設の特色を生かした棲み分けを含め、今後の管理運営についての検討が必要となっています。

また、運営する団体・サークル・ボランティアなどの支援及び新たな人材の育成、芸術文化活動の情報提供などによる利用機会の充実も必要です。

施策の方向性

地域にある文化施設を核として、優れた芸術・文化に接する機会づくりに努めるとともに、町民が行う自主的な芸術・文化活動の支援を推進します。

小野田文化会館（やくらい文化センター）

施策の体系

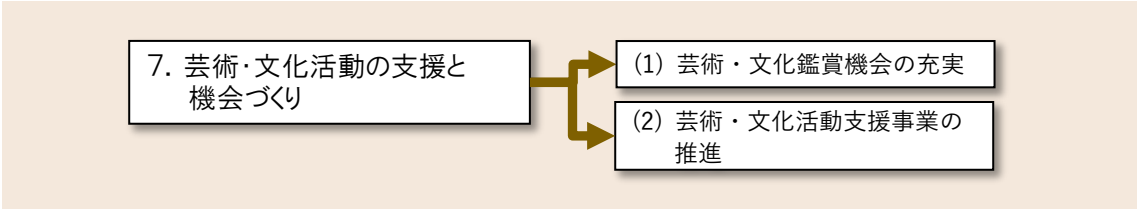

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 芸術・文化鑑賞機会の充実

327) 芸術・文化に接する機会と発表の場の拡充

(2) 芸術・文化活動支援事業の推進

328) 芸術・文化活動を行う団体の支援

加美町住民ミュージカル

バッハホール管弦楽団

8 文化財・伝統文化の保護・継承

｜現状と課題｜

本町には、旧石器時代から近世にかけての遺跡や、遺跡発掘調査によって得られた遺物、郷土史を語る古文書などの資料が数多く存在しています。これら貴重な文化財の適正な整理・保存とともに、正しく理解し、後世に伝えていくため、総合的な博物館など施設の整備と運用が必要となっています。

また、貴重な天然記念物や有形文化財については、病気や災害、経年劣化などへの治療や修復を今後も継続していく必要があります。

地域の特色を象徴する伝統文化は、先人の知恵と努力により今日まで継承されてきました。しかし、継承活動が進まず苦慮しているものが出始めており、その対策が必要となってきています。

｜施策の方向性｜

地域にある貴重な文化財や伝統文化を町民共有の財産として適切に保護・継承していくとともに、これらを積極的に活用するため、公開の場の整備や伝統芸能などにかかわる活動機会の提供を行い、町民の文化財愛護意識の高揚を図ります。

切込の裸カセドリ

薬莱神社三輪流神楽

施策の体系

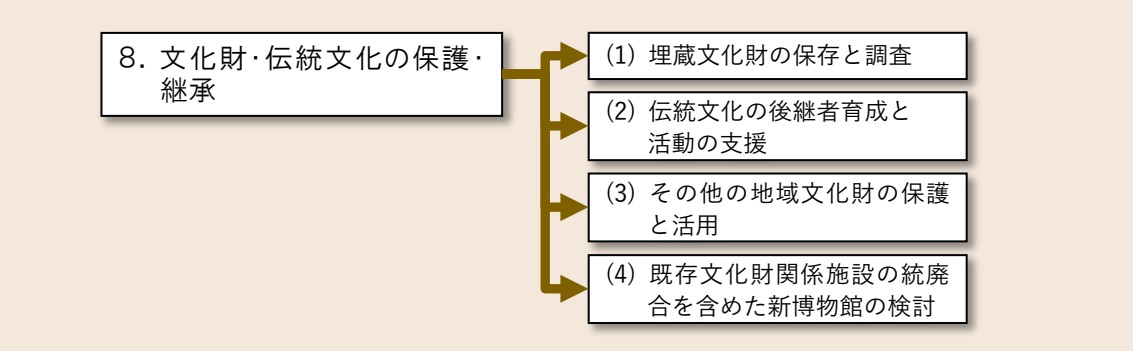

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 埋蔵文化財の保存と調査

329) 地域の豊富な埋蔵文化財の保護

(2) 伝統文化の後継者育成と活動の支援

330) 伝統文化の保護継承のための後継者の育成及び学校・地域と連携した人材育成

(3) その他の地域文化財の保護と活用

331) 豊かな地域文化財の保護と活用

332) 文化財の公開と場の充実

333) 文化財保護活動への支援

(4) 既存文化財関係施設の統廃合を含めた新博物館の検討

334) 地域の歴史民俗資料の保存・展示や学習の場の整備

第６節　協働と自立ができるまち【自治・多様性・行財政運営】

- 1. 協働のまちづくりの推進
  - (1) まちづくり活動への支援
  - (2) 地域づくり活動の推進
- 2. 国内外の交流の推進
  - (1) 国内外の交流の促進
  - (2) 関係機関と協働した交流推進のための団体及び人材育成
- 3. 男女共同参画の推進
  - (1) 男女共同参画の推進
  - (2) 男女共同参画社会の仕組みの強化
- 4. 効率的な行政運営の推進
  - (1) 行政改革の推進
  - (2) 町民サービスの向上
  - (3) 業務の効率化・最適化
  - (4) 新たな社会基盤への対応
  - (5) 庁舎等公共施設の整備・再編
- 5. 健全な財政運営の推進
  - (1) 中長期財政計画の推進
  - (2) 費用対効果を見極めた民間活力の導入
  - (3) 財政基盤の強化
- 6. 広域行政の推進
  - (1) 広域行政の推進
  - (2) 定住自立圏構想の推進

1 協働のまちづくりの推進

｜現状と課題｜

近年、急激な人口減少や高齢化に伴う担い手不足や役割の固定化などにより、地域活動が衰退しつつあります。これまで地域の課題解決に大きな役割を果たしてきた地域コミュニティの機能低下は、地域課題の蓄積や暮らしの利便に関する不安の増大にもつながっています。

このような状況の中、各地区や各種団体、事業者、学校、行政などの多様な主体による「協働」の取組は、今後ますます重要な考え方となります。

町では、平成 28 年度に加美町を住みよいまちにするためのまちづくりの基本となる考え方、町民・議会・町の役割、町民がまちづくりに参加する仕組みなどを定めた、「加美町まちづくり基本条例」を施行しました。また、令和 2 年度には、これを推進するための行動指針として「協働のまちづくり推進に関する指針～かみ活のススメ～」を策定しました。

条例の中では、『協働』を「町民、議会及び町が、お互いに理解し、対等な立場で協力しながら共通の目的達成のために取り組むこと」と定義しています。また指針において、「様々な団体や個人が協力し合いながら、住みよく、安心して暮らせるまちづくりを行うための活動」を『かみ活』と表現しています。

地域活動では、旭地区と鹿原地区において「地域運営組織※」が立ち上がり、地区の町民が安心して暮らしていけるような様々な活動を始めているところです。

町民の関心または問題意識に基づき行われる活動については、意識の向上や知識、スキルなどを身につける講座などを開催したり、町民等が企画・実施する公益性ある活動やにぎわいを創出するような活動に対して、助成する制度などに取り組んでいます。

このような協働のまちづくりを推進している一方で、「協働」「地域活動」「まちづくり活動」などは、町民に十分に周知されていないため、引き続き、情報提供や周知の強化等を図る必要があります。

施策の方向性

町民や各種団体によるまちづくり活動に対して、情報提供やネットワークづくり、研修機会の提供などを行うとともに、町民提案型まちづくり※の促進など、町民の自主的・主体的な活動に対する支援の充実を図ります。

また、地域運営組織においては、コミュニティビジネス※の創出により、地域の人材や企業等による共創を推進し、地域における新たな価値の創造、活性化を促進します。なお、新たな地域運営組織等の設立については、各地域の実情を調査検討したうえで、必要に応じた支援等を行い、自治力の向上・地域コミュニティの活性化を促進します。

町民自らの発想と手による諸活動を行政が適切に支援することで、加美町の協働のまちづくりの推進を図ります。

施策の体系

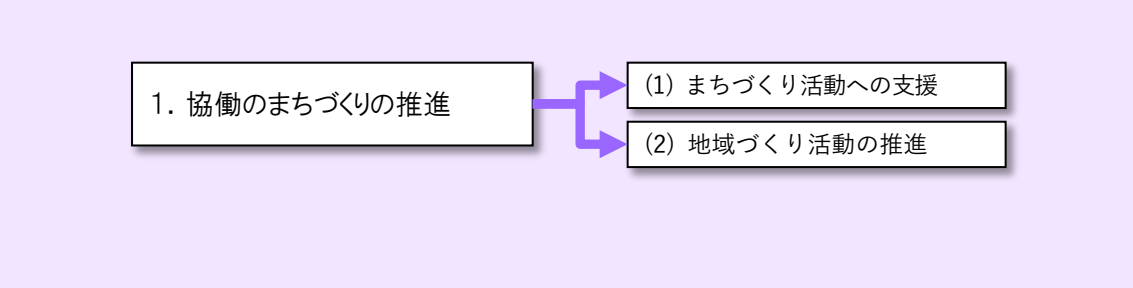

(1) まちづくり活動への支援

335）まちづくり活動における組織化と活動支援

336）町民提案型まちづくり事業の促進

337）まちづくり活動のリーダー育成・支援

338）広報紙やホームページ、ＳＮＳ※等による活動の助成等の提供

339）まちづくり活動支援拠点、ボランティアやＮＰＯ活動の支援体制の整備

340）各種団体間のネットワークの構築

341）活動を積極的に進めるための研修活動や人材育成の支援

342）ＮＰＯ、ボランティア、民間等のまちづくりサポーターとの連携強化

(2) 地域づくり活動の推進

343）地域運営組織の設立及び活動支援

344）研修会や講演会などによる人材育成の支援

345）地域ごとの実情や課題に即した、自治力の成長に関する各種支援

346）地域おこし協力隊※や集落支援員制度※等の活用・支援

347）地域運営組織の活動拠点（地域づくりセンター等）支援

348）コミュニティビジネスの体制づくり

349）地域資源の活用等の支援

350）企業等との協働による共創支援

2 国内外の交流の推進

｜現状と課題｜

本町は、千葉県市川市、山形県山形市、尾花沢市と災害協定、また山形市との友好都市を締結して地域間交流に取り組んでおり、さらに、国道 347 号「絆」交流促進協議会を通じて、関係市町村との交流なども促進しています。

国際交流としては、これまで海外の異なる文化を知り、理解してもらうため、料理教室や伝統舞踊公演会などを開催してきました。

地域間または国際交流事業の一部はコロナ禍で一旦休止となったものや、町単独での実施が困難である場合もあるため、関係機関や自治体等と連携した取組を推進することが必要です。

宮城・山形 絆 ツール・ド・３４７

｜施策の方向性｜

地域間の交流を推進し、加美町の魅力を周知することで、関係人口と交流人口の拡大と地域の活性化を図るため、継続性のある交流イベントなどを展開していきます。

また、県や関係機関等と連携して、グローバル化※する社会変化に対応できる多様な価値観や発想力を持つ人づくりと、地域の魅力の再認識や、地域に対する誇りや愛着心の醸成を目指していきます。

｜施策の体系｜

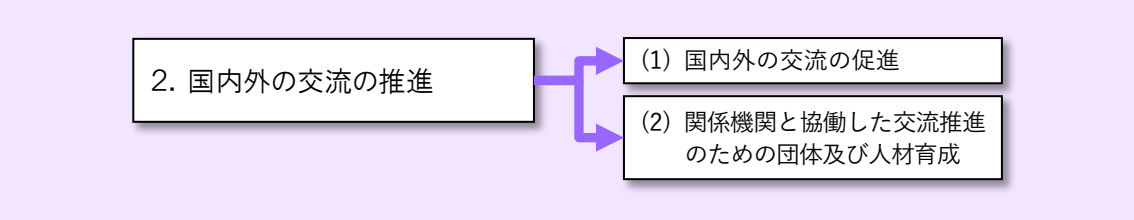

｜施策の体系に対応する事業や展開｜

(1) 国内外の交流の促進

351) 地域間交流の推進

352) 国際交流の推進

353) 友好姉妹都市との交流事業の推進

354) 交流イベントの開催と支援

355) 関係機関と協働した青少年の海外派遣等の実施に向けた検討の推進

(2) 関係機関と協働した交流推進のための団体及び人材育成

356) 国際交流協会等交流団体の活動支援

357) 担い手などの人材育成、支援

358) 海外研修経験者等の交流活動における人材登録の推進

359) 国際化等に対応した派遣等による人材育成の推進

360) 多様な分野における国際協力や人材招致活動の推進

3 男女共同参画の推進

｜現状と課題｜

本町では、男女共同参画社会基本法に基づき「加美町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に関する施策を推進してきました。また、平成 27 年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立したり、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に「ジェンダー平等※」が謳われるなど、社会情勢にも広がりが見られています。

このような中、町では、男女共同参画計画の改定や関係施策の実施などを通じて、環境整備の充実に努めているところです。

令和 5 年 4 月時点において本町の審議会等の女性割合は全国の町村で 6 番目に高い 42.6%を占め、役場の女性管理職の割合は 18.8%（独立行政法人等の管理職（常勤）に占める女性の割合は 16.6%）など、「男女共同参画社会の実現」への取組みは徐々に広がりを見せていますが、町内全域に浸透しているとは言い難く、なお多くの課題が残されています。

社会の様々な分野において指導的地位に占める女性の割合は低い状況にあり、また、近年は社会問題に値する差別意識等による人権侵害などの課題もあり、対応が求められている状況です。

｜施策の方向性｜

男女共同参画の理念は、あらゆる施策に反映されるため、行政内部の認識の共有を図るとともに、講座やセミナー、相談事業などの充実及び関係団体や人的交流の促進による男女共同参画の推進を図ります。

また、家庭・学校・職場・地域における男女平等の意識啓発を行うとともに、防災・防犯、政策や方針決定の場への女性の参画の促進、家事や介護への男性の参画、男性の育児休暇の取得の向上、育児休暇からの社会復帰後も自分らしくいられる社会づくりなど、多角的な視点での施策を推進します。

また、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）や様々なハラスメント行為、個々の性に関する問題（ＬＧＢＴＱ※）などに関する相談体制の強化やセミナー等を通じた啓発を図るなど、多様性を認め、あらゆる人が平等で、生きやすい社会づくりの構築を目指します。

施策の体系

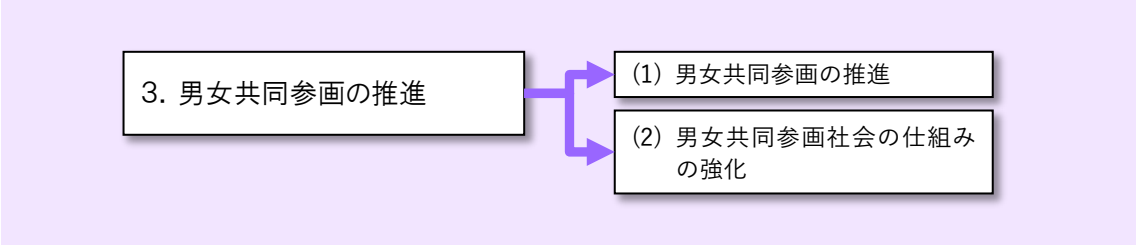

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 男女共同参画の推進

361) 男女共同参画計画の推進

362) 各種審議会や委員会への女性登用の推進

363) ダイバーシティ（多様性）※の推進による生きやすい社会の環境整備

364) 防災・防犯における女性参加の推進

(2) 男女共同参画社会の仕組みの強化

365) 男女共同参画の推進体制の充実

366) 男女平等意識の啓発

367) 人権の尊重と相互理解の促進

368) 加美町子ども子育て会議等の検討を通じた子育て環境の整備

4 効率的な行政運営の推進

現状と課題

地方分権の進展や加速度的に進む人口減少・少子・高齢化等の社会変革に対応できる、安定的な行政経営基盤の確立が必要となっています。また、生産年齢人口の減少や多様な働き方へのニーズの高まりなどにより、今後はますます人材確保が難しい状況が続くものと考えられます。町では、歳入・歳出の両面から徹底した事業の改善・見直し、行政評価制度を通じた事業の成果に基づく効果的なマネジメントの仕組みの構築、新庁舎建設を見据えた公共施設のより効果的な再編・再配置等を推進するため、令和 6 年度に「行政経営推進課」を新設しました。今後は、中長期的な財政見通しに基づき既存の歳出構造を見直し、行政機能の最適化の視点から行政組織や公共施設の再編に取り組むことが必要です。

なお、新庁舎整備については、合併特例債の発行期限である令和 10 年度に町有地矢越地区への移転完了を目指し、支所機能の維持を含めた各種検討や設計、整備を進めているところです。

さらに、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が明らかとなったことから、デジタル化に迅速に対処するとともに、制度や組織のあり方等を変革していく、社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）が求められています。

デジタル・トランスフォーメーションは、活動を全てデジタル化することを指しているのではなく、環境（社会情勢）の変化に適応し、組織や仕組み、サービスをデジタルへとシフトし、差別化・競争優位を確立することを目的としています。

そのため、本町の現状及び国の動向を踏まえ、徐々に紙などで管理しているアナログ資料をデジタルデータ化して利用するなど、業務全体の効率化を進めることで、ＤＸへと進化していく必要があります。

ＤＸや民間活力の導入により、行政サービスの維持・質の向上を図り、庁内業務においては効率化や生まれたリソースの活用により、生産性の向上を図っていくことが求められています。

同時に、第二次総合計画の効果等を聞いたアンケート調査結果では、町の施策の評価に対して「わからない」という回答が多くを占めたことから、町の取組に関する情報提供の強化等を図る必要があります。

｜施策の方向性｜

将来を見据えた質の高い行政サービス構築のため、実効性の高い行財政改革に取り組んでいく明確な方向性を示し、推進していきます。

また、アンケート調査などによる町民ニーズの把握に努めるとともに、政策形成過程におけるパブリックコメント※の実施など、町政に関する各種情報提供による周知を図ります。

加えて、経営資源の再配分の観点から、成果重視の仕事への転換を図り、町民への説明責任を通じた行政経営を行うとともに、働き方改革の推進等により、ワークライフバランス※とキャリア形成※の両面から意欲的に働ける職場環境づくりに取り組みながら、人材育成と職員の資質向上を進めていきます。

さらに、「加美町ＤＸ推進計画」に基づき、情報リテラシー※の啓発や財政状況も勘案しながら推進し、行政運営の効率化と町民の利便性の向上を図ります。なお、今後役場本庁舎の整備が控えていることから、庁舎機能の検討においても、同計画の内容を踏まえることで、より有効で適切なデジタル技術を活用したまちづくりの推進を進めていきます。

公共施設については、「加美町公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の長寿命化・総量縮減と施設配置の最適化・維持管理コストの削減を図るとともに、インフラについても維持管理コストの削減や安全の確保を基本に、その維持管理や必要に応じた整備を進めていきます。

施策の体系

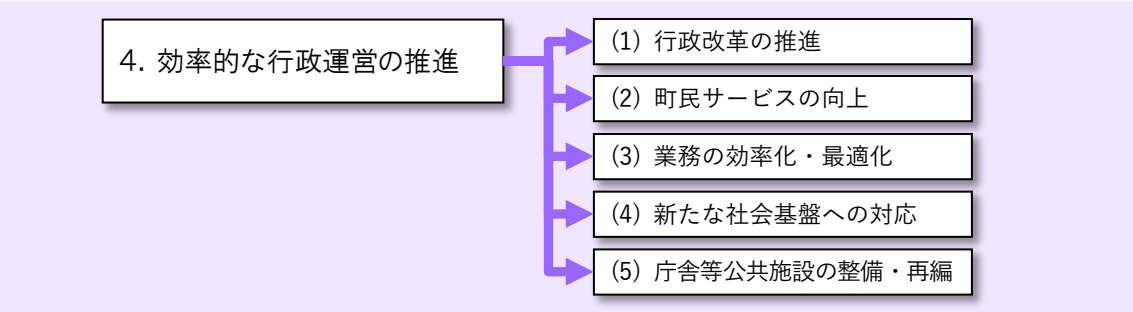

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 行政改革の推進

369) 行政改革に係る指針の策定
370) 職員の人材育成と機能的な組織の形成
371) 窓口業務の円滑化と町民利便性の向上
372) 事業、施策等の適切な進行管理の徹底
373) 政策形成過程におけるパブリックコメントの実施
374) 情報開示請求への対応
375) 町政の情報開示の強化

(2) 町民サービスの向上

376) 行政手続オンライン化の推進
377) マイナンバーカード※の普及促進及び利用拡大
378) 書かない窓口※の運用拡大

(3) 業務の効率化・最適化

379) 基幹系情報システムの標準化・共通化に向けたシステム移行
380) ＡＩ※・ＲＰＡ※を用いた職員業務量の削減
381) 多様な勤務体系への対応
382) ＢＰＲ※による業務最適化
383) 庁内ペーパーレス化※の推進

(4) 新たな社会基盤への対応

384) 地域課題解決に向けたデジタル実装
385) 地域のデジタルデバイド※解消に向けた取組
386) デジタル原則※に基づく条例等の規制の点検・見直し
387) オープンデータ※活用の推進

(5) 庁舎等公共施設の整備・再編

388) 公共施設等総合管理計画の運用
389) 新庁舎の整備と支所機能等の維持・再編
390) 公共施設の統廃合及び再編
391) 遊休地（町有地）の利活用の推進

5 健全な財政運営の推進

｜現状と課題｜

本町の財政は、町税などの自主財源が 3 割程度で、歳入の 4 割程度を地方交付税に依存している状況となっており、財政力は低い水準にあります。税収については、人口減少や少子・高齢化の影響から中長期的に減少が見込まれます。また地方交付税については、令和元年度から一本算定に完全移行し、今後は人口減少が算定に反映されるため、一般財源の減少が見込まれ、事業を推進する環境が一層厳しさを増している状況です。

これまで町民とともに取り組んできた各種施策は、移住者の増加など着実に成果を上げてきているものもあり、この歩みを止めることなく、さらなる努力を続ける必要があります。

しかしながら、本町の財政状況や長期財政収支の動向、今後の人口動態等を踏まえると、これまでと同様の行財政運営を続けた場合、持続可能なまちづくりはおろか、いずれは真に必要な行政サービスの提供すら困難となることも想定されます。財政状況は、町のイメージのひとつです。町民の町への深い愛着や信頼の獲得、町外からの移住・定住促進等を図る上でも、良好ではない状態が続けば、今後のまちづくりに大きなマイナス要因となるものと考えられます。

こうした状況を踏まえ、本町の行財政運営を歳入規模に応じた構造に抜本的に改革し、コンパクトな行財政運営を進める必要があることから、令和 2 年 11 月に「加美町行財政改革取組方針」を策定し、効率的な行政運営と健全な財政運営の 2 つを柱に掲げ、歳入の確保、人件費の削減、公共施設管理コストの縮減、補助金の見直し等の取組を進めているところです。

｜施策の方向性｜

事務事業の優先性や緊急性などに配慮した選択と集約による財源の配分や、施設管理の効率化、公共施設の総合的な維持管理や長寿命化、民間資本や活力の活用・導入等に取り組むとともに、積極的な財政情報の公開を進め、町民の理解に基づく透明で健全な財政運営を推進します。

また、公平かつ適正な課税を進めるとともに、町税の滞納繰越額を圧縮し、税負担の公平性と自主財源を確保するため、町税滞納者の生活実態を把握した納税指導や納税相談、滞納整理による収納強化に努めます。

施策の体系

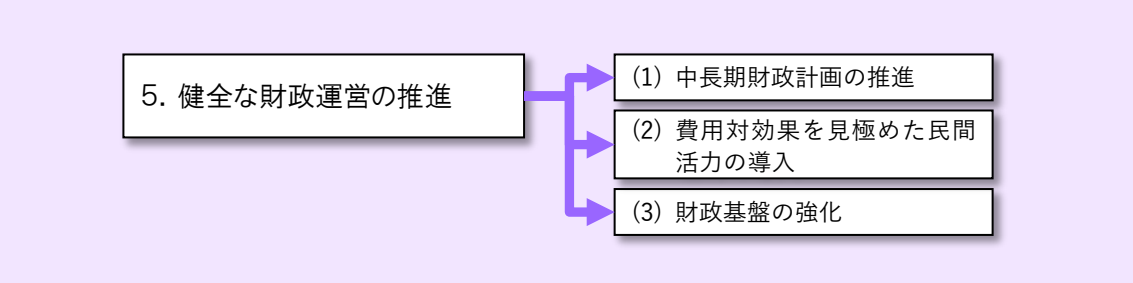

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 中長期財政計画の推進

392) 効率的な財政計画の推進

(2) 費用対効果を見極めた民間活力の導入

393) 指定管理者制度の導入推進

394) ＰＰＰ／ＰＦＩ※制度等の導入の検討

(3) 財政基盤の強化

395) 補助金・起債・基金等を活用した適正な財源の確保

396) 経費の節減

397) ふるさと納税の税収増に向けた取組の推進

6 広域行政の推進

｜現状と課題｜

大崎地域１市４町（大崎市、加美町、色麻町、美里町、涌谷町）では、一部事務組合を設置し、消防、救急、ごみ処理等などを共同処理しています。

また、圏域全体の発展、活性化を図るため、以下のビジョンを盛り込んだ大崎定住自立圏構想の協定を結んでいます。

【医療】
①医療機能の充実
【産業振興】
②観光物産振興の推進
③大崎圏域の世界農業遺産への取組による地域振興
【教育】
④図書館機能とサービスの充実
⑤生涯学習の推進
【施設利用】
⑥公共施設の相互利用の推進
【消費生活】
⑦法律相談の充実
⑧消費生活相談の充実
【地域防災】
⑨地域防災力の充実強化
【地域公共交通】
⑩公共交通の効率的な運行体系の確立
【ＩＣＴ（情報通信技術）】
⑪電子申請サービス※の活用
⑫電算システムの共同利用
【交流・移住】
⑬移住の促進
⑭教育旅行、農泊※、グリーン・ツーリズムの推進
⑮青年交流の推進
【人材育成】
⑯圏域市町職員の育成

施策の方向性

東日本大震災等の災害への対応で実感した自治体間の連携・協力体制をさらに強化し、相互連携と役割分担のもと、お互いの独自性を尊重しながらも、ライフラインの確保や災害時の対応等についての協力体制の構築や各種施策の連携を深めることで、魅力あふれる圏域づくりに努めていきます。

生活に必要な機能については、圏域全体で確保し、町民が安全・安心で快適な暮らしが送れることを目指します。また、若者が地域の魅力を実感し、これからもずっと住み続けたいと思える圏域づくりや、関係人口の拡大を進めていきます。

施策の体系

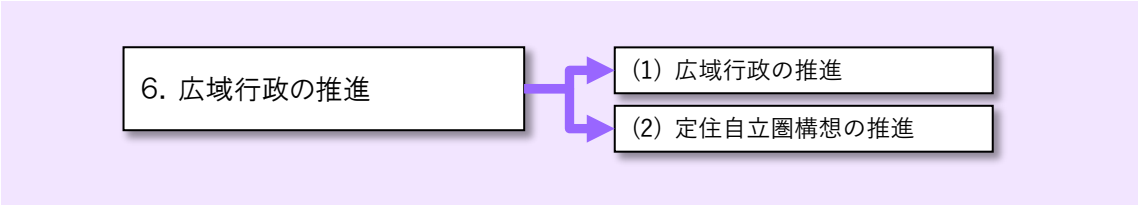

施策の体系に対応する事業や展開

(1) 広域行政の推進

398) 大崎地域広域行政事務組合における広域行政の推進

399) 国、県事業の積極的な活用

(2) 定住自立圏構想の推進

400) 職員研修等による人材育成

401) 圏域内の相互連携・交流や適正な機能分担